

第48回「上海IPG」会合

日時 2010年9月16日(木) 14:00～

場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

【上海 IPG ピックアップ講座】

「マツダのブランド戦略と中国模倣対策活動」

マツダ（中国）企業管理有限公司 知識産権組 経理 水嶋 浩治氏

この度は、このような機会を与えて頂き誠にありがとうございます。昼の眠たい時間帯ではありますが、出来る限り眠たくならないようにお話をさせていただきますので1時間弱の間お付き合いください。

それでは早速ですが、こちらが、今回説明する内容でございます。まず、弊社の概要から説明させていただきます。弊社の創業は1920年です。本社が広島県の府中町にあります。ここは結構田舎の町ですが綺麗なところです。われわれは自動車メーカーとして、自動車を作って販売しております。資本的売上高、グローバルの販売台数等はこちらを見ていただければわかるかと思えます。売上高は古い金額が記載されていますが、近年はちょっと赤字になっておりまして、少しここは見栄を張らせていただいております。この弊社の説明に関しては、まあ、私が説明するよりも、我々の歴史をまとめたビデオがありますので、そちらをご覧くださいと思います。約5分程度ありますので、よろしくお願ひします。

（ ビ デ オ 放 映 ）

はい、いかがでしたでしょうか。私もこのビデオを見るのは、初めてに近い状態で、「ああ、マツダってこういう会社なんだ」という風に改めて思いました。こういった歴史を経て、我々は過去3度の倒産の危機に見舞われております。また、それを

克服して現在に至るということで、これからもあくなき挑戦を続けていきたいと考えております。

では、次に、こちらが弊社の主要な商品のラインアップです。向かって左側が一汽馬自達の販売店で販売されている車です。右側が長安馬自達のほうで販売されている車です。この商品は我々ブランドメッセージとして掲げております「ZOOM-ZOOM」を体現した車です。

続きまして、弊社知財部の組織について簡単に説明させていただきます。まず知財部は約 50 人弱の組織からなっております。特許グループと知財グループという二つのグループに分かれておりまして、特許グループは特許を担当している部署で、知財グループというのは特許以外を担当している部署となっております。知財部からは二人海外駐在を出しております、1 名はアメリカのフォードに、駐在になっております。もう 1 人は中国の北京、マツダ（中国）に出向になっております。このマツダ（中国）にいるのが私です。

先ほど見ていただいたように、50 人弱の非常に小さな組織ですので、全世界の知財権を保護して活用していくためには、非常に少ない人数でやっているという状況です。しかしその上でも何とかしなければいけないということで、IP ネットワークというのを作ってやっております。要するに我々の子会社やフォードに協力をお願いして、一緒に知財の問題について対応していこう、というものです。

次に、こちらが知財部の基本戦略です。こちらは約 2 年前に策定されたものです。

この基本戦略の一番重要な点としては、我々は知的財産を企業経営に最大限活用し

ようということを考えておりました、我々自身の自己満足で権利を取っていくのではなくして、本当に使えるものだけを権利化しよう、保護していこうと考えております。そのためにも、そういう人材を育てなければなりませんし、そういう基盤整理も必要だということで、このような取り組みについても加速しているという状況です。この基本戦略に基づいて特許戦略や意匠戦略、また商標戦略とかをそれぞれブレークダウンしてそれぞれ設定しております。ただ本日は時間の関係でこれらの戦略については割愛させていただきます。また次回機会をいただければ紹介させていただきたいと思っております、ご了承ください。

次に我々の車作りの DNA といわれています「ZOOM-ZOOM」ブランド戦略について説明させていただきます。今まで私が「ZOOM-ZOOM」って言ってきていますが、では「ZOOM-ZOOM」って何なの？と思われている方がほとんどではないかと思えます。ここでちょっと皆さん、子供の頃ミニカーを持って「ぶーぶー」といいながら遊んだときのことを思い出してみてください。いかがでしょうか、思い出せたでしょうか。結構遠い昔の方もいらっしゃるかもしれませんが、あのときに感じたミニカーをもって動くことへの感動、ワクワク感、このような感覚を大人になってからも絶えず感じて欲しいという、そういう車を作っていこうというのがこの「ZOOM-ZOOM」というメッセージにこめられています。この「ZOOM-ZOOM」というのはですね、日本ではミニカーで遊ぶときに「ぶーぶー」と言いますが、欧米系ではぶーぶーではなく「ZOOM-ZOOM」と言って遊んでおり、つまり、動くことへの感動、ワクワク感を表現した、欧米系の幼児語になっております。それをブランド戦略として

取り入れたという状況です。

次にですね、「ZOOM-ZOOM」な車作りというのはどういう風に行われているのかという事ですが、これは、ある定義を設けてやっております。その定義がこちらの1, 2, 3, で書かれたものです。まず際立つデザイン、これはですね、一番最初にお客様に飛び込んでくる、五感を刺激するものとしてはデザインであるとして、際立つデザインというのは絶対に譲れない、ということで、設定しております。また抜群の機能性ですね、最後に反応の優れたハンドリングと性能ということで、簡単に言えば、カッコいい車で、動力性能に優れた車というのをどんどん作って行って、しかも皆様が運転しやすい、誰もが意のままに操れるような車を製造し販売して、皆様に喜びと感動を与えたいということで車作りをしております。

これらについては、知財面からもサポートしてございまして、デザインについては意匠権、機能性とかハンドリングの性能とかであれば特許権とかで保護して活用していくような形をとっております。また、商標権につきましても、当然「ZOOM-ZOOM」ブランドを推進していく上で、「ZOOM-ZOOM」が使えるように、権利化をしているというような状況です。

先ほどちょっと言いましたが、マツダはカッコいい車で、動力性能に優れた車を作ろうと言うことなんですが、ではマツダは環境とか安全には全く配慮していない車を作っているんじゃないかと、結構な方から言われます。でも、実はそうではなく、我々2007年に「サステイナブルズームズーム」宣言というのを発表しました。

これは我々当然カッコよくて動力性能の優れた車をどんどん出し続けていくのです

が、それに加えて、人も地球も皆がワクワクして、それが継続し続けられるような世の中にしていこうということで、当然環境安全に配慮した車作りも同時に達成しますという宣言です。こちらにあるような「ZOOM-ZOOM」の木を大きくしていこうとしています。

ここで「ZOOM-ZOOM」というものを説明しましたが、お分かりいただけたでしょうか。私もちょっと、目に見えないブランドを皆様にお伝えするというのは非常に難しい状況です。そこでもう一度ですね、我々のブランドのエッセンスが詰まったビデオを持ってきました。これを見ていただいて、我々のブランドはこういうものだ、というのを体感していただければと思います。2分程度のものです、よろしく願いします。

( ビデオ放映 )

はい、いかがでしたでしょうか。子供の頃に感じた感動をまた呼び起こすことができたでしょうか。こんな風に我々は「ZOOM-ZOOM」ブランド戦略を推進しております。それに基づいた車作り、またこれに基づいた中国での模倣対策活動を推進していくということで、全社一丸となってやっております。

では、ここから本題です。我々の中国の模倣対策活動ということで説明させていただきます。

こちらにちょっと図にまとめたものがあります。これは模倣品を取り巻く環境がこうなっていますということをもとめたもので、模倣品業者、当局との関係や、調査会社、消費者というのがこのように関係しています。大きく分けて、活動としては、

摘発活動と、消費者の啓発活動、整備活動という三点に大きく分けられるのではないかと考えております。我々はこれらの三点について、どういう風に戦略を立てて対策をしていくかということを経々考えながら対応しているという状況にあります。では次にこれから、現時点での模倣品対策活動を紹介する前に、以前の我々の模倣品対策活動を紹介させていただいて、そこで発生した問題点を紹介させていただきます。それに基づいて、問題点を解決すべく、現在の活動に至るといふ、そのような経緯について説明させていただきます。我々はこの経緯が一番重要でないかと考えております。

まず、以前の模倣品対策活動のポイントを4点あげております。

1番目はですね、調査会社からスポット的に「模倣品が見つかったよ」ということで情報をいただいて、それに対して摘発をするという形をとっていたというのが一点、2番目はですね、先ほども言ったように、いろいろとですね、模倣品業者でも生産業者とか、卸売業者とか、製造業者とかいるわけですが、我々は悪の根源を絶つという意味で、生産業者のほうにウェートを置いた対応をしてきていたという点です。3番目、これはですね、対応してそのままではいけませんので、効果の検証が必要だということで、効果検証を行う上で何を基準にしていたかということなんですが、まず我々は模倣品から押収された押収数量を効果測定に使ってました。この点、具体的に申しますと、我々はあるしきい値を設けて、何個以上でないと摘発はしませんということで対応しておりました。4番目はですね、摘発活動に重点をおいた活動になっていたという状況になっています。こちらのグラフを見ていた

だきたいのですが、まず、左側は1業者あたりの押収数量です。これは毎年活動してきて、押収数量を上げるということをメインでやってきましたので、このグラフを見ればこの目的はある程度達成されているかな、いい結果になっているかなと思います。一方ですね、右側のグラフですね、これは摘発効率を示したグラフです。これは活動の当初は非常に高い効率を示していたのですが、ちょっとここ最近はこの摘発効率が非常に悪い、停滞しているというような状況になっております。なお、摘発効率というのは、こちらの下に書かせていただいておりますが、押収部品の数とその部品ごとの純粋品の利益÷摘発費用という形で簡単に算出しております。これからうかがえることは、近年はあまり価格の高い部品が発見されなくなってきていて、ラベルとかパッケージだとかの個数が非常に多くなってきているというというような状況がうかがえます。こちらのスライドはですね、模倣品対策活動をしてきた初期から後期までの変遷を書いております。初期はですね、模倣品業者も高額な部品の販売をしていたり、大量の在庫を保有していたりというような状況だったので、調査会社からの連絡をうけて摘発するだけで高い費用対効果を得ていたという状況です。ただ、中期になりますと、模倣品業者が巧妙化してきまして、思うような摘発効率が得られないという状況になってきています。後期にいたっては苦肉の策で押収数量を上げるためにしきい値を設けて、それ以下は摘発しないということで、対応したのですが、やはり摘発効率は伸び悩んでいるという状況になりました。

ここでですね、こういうような状況の中から問題点を5つ挙げております。まず一

番上は、摘発効率が停滞してしまっているという状況です。2番目は生産業者の発見が非常に困難になってきているという状況です。というのも生産業者は卸売業者とか小売業者から模倣品の注文がこなければ普段はノーブランドの製品を作っているということで、そういうような注文が来たときだけ模倣品を作るというような状況だったり、夜中に製造して、夜中のうちに運び出すというような形をとっていますので、非常に生産業者の発見が困難になっています。三番目、これはですね、先ほどお話ししたことにもかかわるのですが、模倣品の1回に生産する量も減ってきていますし、また、在庫が減ってきていて、あまり多く持たないといったような状況になってきているという問題点があります。4番目のポイント、これが一番の問題点だと我々は考えました。というのも、我々しきい値をある程度設けて、例えば2000個以上じゃないと対応しませんというような対応をしていたのですが、あがってくる調査会社からのレポートを見てみると、大体2000個程度になってしまっています。これはどういうことかということ、調査会社が多分トラップオーダーをかけて大体2000個くらいになるように作らせて摘発をしているという状況がうかがえました。これが本当であれば本末転倒な対策になっているという風に考えました。我々がしきい値を設けて対策しなければ、本来作られることのない模倣品だったものが増えているわけですから、本末転倒な活動になっているという事になります。最後5番目ですが、問題点というか、これは本当に摘発活動をメインにおいていいのかということで、このような疑問があったというような状況です。これらの問題点が浮かび上がってきたときに、我々はまず基本に戻ろうということで、

我々は「ZOOM-ZOOM」ブランド戦略に基づいて、「ZOOM-ZOOM」をお客様に体感していただくためには何が必要なのかということを考え直しました。これは皆さんもそうだと思いますが、お客様に喜びと感動を与えることが一番ですので、我々としても、お客様に品質の良い製品・サービスを届けること、これが一番の目的です。つまり、これが、やらなければならない事だ、という風に考えました。そこで我々は戦略を立てて活動をしていこうということで、戦略の一番キーポイントになる、「目指すべきゴール」、我々はどこにゴールをおいて活動するのかということをもまず考えました。それで出た答えが、「純正品を求める消費者が確実に純正品を購入できる環境を構築していきましょう」ということが我々の模倣品対策の目指すべきゴールだ、ということで策定しています。ゴールの下に1と2という風に細かく分けているのですが、1はですね、消費者自身が模倣品を警戒して模倣品は買わないという風土を形成するということ、2番目はですね、我々摘発はしているのですが、リソースも限られておりますので、やはり自主的に当局の方が継続して摘発を実施しているような状態を作らなければならないというような形で考えております。2番目は模倣品業者の表舞台からの排除というような効果を狙っています。これでですね、我々が一番言いたいのは、今までお客様が騙されて模倣品をつかまされているケースが結構あります。これはちょっとあとで紹介させていただきますが、このような状況なので、やはり騙されているお客様を何とか守ってやろうじゃないかということで、対策を練っております。正直言いますと、この世から模倣品がなくなることは絶対無いと私は思っております。模倣品があって、模倣品を買い

求めたいと思っているお客様を我々は守る必要はないと考えておりますので、そこについては排除したようなゴールを設定しました。次にこちらは、そのゴールを設定したときと同時に我々の模倣対策活動のスローガンを一緒に作成しました。これはですね、“貴方の幸せは私たちの幸せです”、と、“MAZDA は決して模倣品は許しません”、というようなメッセージがこめられています。こういうような戦略を立てて、現在模倣品対策活動を行っております。その重点ポイントとして4つ挙げております。まず1番目は、最初は生産者にウェートを置いていたのですが、これを販売業者にウェートをおいた摘発にしようというものです。やはり消費者に一番近い販売業者を摘発したり、あとで説明しますけれども違法看板を撤去したりということ、何とか騙されるお客さんを無くするというような活動にウェートをおいてきています。2番目はですね、以前は押収数量を効果の検証としていたのですが、これを模倣品業者の摘発数量に変えていきました。3番目は弊社の重点地域、重点部品に絞った対応にしていきたいと思います。限られた予算を有効に使っていくという視点でこういうような対応をとっています。4番目はですね、目指すべきゴールからしても、消費者啓発活動というのが我々の活動の主体になるべきだろうと考えておまして、摘発活動から消費者啓発活動へシフトしていくという状況です。これが我々が行っている重点活動です。これ以外にもあるのですが、まあ重点活動はこんな感じでやっていますといったところです。(31:49)

1~3についてはこれからちょっと詳細についてご説明させていただきます。あと4番目の模倣品業者を摘発しても、やはり再犯の問題が非常に多く残っていると思っ

ていますので、この辺について、IPG の自動車 WG にらせていただいて、活動をしているという状況です。下の表は去年マーケットスウィープを行ったときの結果です。上海市に至っては、80%もの業者が再犯をしているという状況です。やはりこのような再犯防止活動は重要だな、と考えております。4番目の活動の詳細は時間の関係で割愛させていただきます。

では、まず、我々のマーケットスウィープ活動を紹介させていただきます。まず我々がやっている活動の流れなのですが、重点地域をまず選定します。これは汽配城といわれる車の部品の市場ですね、そこをまず選定しまして、模倣品の販売店の調査をしまして、店舗を摘発する。で、ここが重要なポイントなんです、店舗だけを摘発するのではなく、やはり違法看板も同時に撤去してやるということでやっております。次にこれも重要な点で、このような模倣品がいっぱいあるのだということをお客様に知らせないといけないということで、このような活動をマスコミで報道していただくという活動をしています。

最後に、3ヵ月後くらいに、摘発した汽配城を再調査して、再犯しているかしていないかというのを調査しています。もしも再犯していたら摘発する、というような形で繰り返して対応しているという状況です。

この前も3回くらい摘発した業者がいるんですが、そこからMAZDAはしつこい、何回摘発するんだ、というコメントをいただきました。まあ、オマエのほうがりつこい、早くやめろ、とこちらからは言ったのですが。まあ、そのようなコメントが出るということも、多少進歩かな、と思いますので、我々は継続的にこういった活動

を続けていきたいと思います。

これがですね、マーケットスウィープ活動の写真です。このような汽配城の中に入  
って行って、店舗を摘発します。右端は鑑定をしているところです。私もこういう  
形でできる限り現場に足を運んで鑑定作業をするといった形で対応しております。  
これは当局が箱詰めして持っていくところです。右側のほうは、これは摘発して  
ときの風景で、野次馬がこんなに多くぞろぞろと来ているといった状況です。当局  
の人からも日本語はしゃべるな、危ない、といったようなコメントもいただきました。  
これが、そのマーケットスウィープ活動の看板ですね。看板の撤去の事例とし  
て、こちらに成功事例を挙げております。MAZDA6の専売店です、といったような  
看板を掲げていたのを、右下のような看板に変えております。これもそうですね、  
MAZDAのシンボルマークとかMAZDAのロゴが入ったものを全て消させて右下のよう  
に変えさせたといった状況です。これまあ同時にフォルクスワーゲンとかアウディ  
ーとかも代えられちゃっているんで、まあ、ワーゲンとかアウディーはただでこう  
いう活動ができてよかったんじゃないかなと思います。お金をもらいたいぐらいで  
すが、それはちょっといえないですね（笑）。これもそうですね、こんな感じで代  
えられているといった状況です。これも良く見ていただければわかると思うのです  
が、店舗のガラス、扉のところにもMAZDAというロゴやシンボルマークが在りまし  
たが、これについても全て撤去させているという状況です。これによってお客様が  
間違えて買うといったことはないだろうと思います。これも看板撤去の事例ですが、  
これは白い字でMAZDAと書かれているんですけども、あの上にシールみたいな感じ

で青い文字が張られていました。で、撤去しろといったら、あれだけをはがしたんですね、で結局残ったのは、日焼けしているので MAZDA というのが浮き彫りになってしまっているという状況です。このように、撤去というのも、ただ単に MAZDA という文字の上に紙だけ貼ったっていう対応をしているところもありますので、こちら辺は当局の協力を得て、ちゃんと撤去してくれ、といったことを絶えず言っていかなければならないと思っております。これはそのマーケットスウィープ活動のマスコミに報道してもらったときの新聞です。こんな形で皆さんに知らせてもらっているという状況です。これは自動車自動車部品 WG で行ったも結果です。広州、南京、杭州で行ってございまして、こちらも非常にいい活動になっているのではないかと考えていますが、まだまだ改善率は上がっていないという状況ですので、これからは WG の中に入って、皆さんと一緒に活動を進めていきたいと思っております。やはり看板の撤去が一番重要だと思っておりますので、今後も継続してまいります。次に、当局自主摘発に向けた活動です。これについても、皆さん既にやられていることだと思いますので、さらっといきますけど、真贋判定セミナーへの参加だとか、意見交換会への参加ですとか、当局個別訪問、また投訴をするというような活動を行っております。投訴はまだできていないんですけれども、今後活動していきたいと思っております。これがセミナーへの参加風景で、ジェトロさんのセミナーにできるだけ参加するという事で対応しています。こちらもそうですね、交換会の風景です。これは当局を個別訪問をしたときの風景です。我々がですね、トヨタさん、日産さん、ホンダさんと一緒に訪問するとトヨタさん、日産さん、ホンダさんはきてくれ

ました。またその他大勢の自動車メーカーも来てくれましたというような形で、その他大勢に入っちゃいます。なので、やはり個別訪問は重要かなというふうに思っ  
て大事に活動しております。次に消費者啓発活動です。我々はこれに重点を置いて  
やっているという状況ですので、まずこの4点について説明をさせていただきたい  
と思います。まずは消費者保護デーでの活動です。これは去年の話になるのですが、  
無錫の3.15消費者イベントで行ったものです。このような結構お洒落な広場でテ  
ントをたてて、その中で消費者啓発活動を行ったという形です。こんな形で模倣品  
と自社製品を並べて消費者に説明をしているという状況です。次に、モーターショ  
ーでの活動です。これは自動車・自動車部品WGでの活動です。我々も参加させて  
いただいております、毎年広州モーターショーでこういう展示ブースを設定して、  
お客様に模倣品の危険性をアピールしているという状況です。これがMAZDAのここ  
ろなんです、あのよう形で部品を置いたり、ポスターを貼ったり、一番右側は  
我々のビデオを消費者に模倣品は危険だよということを知らしめる為放映しており  
ます。なお、これらの資料自体は実は我々が作っているわけではなく、一汽馬自達  
さんのほうで作っていただいて、それを活用させていただいているという状況にな  
っております。次に、そのモーターショーでアンケート調査も行っております。こ  
の中で一つの項目として、4S店以外の部品は純正品と思いませんか、と聞いたとこ  
ろ、71%もの方が、それは純粋品でしょうという風に考えられているという状況に  
あります。したがって、この状況から見ても騙されて買わされている人が結構いる  
んだな、ということがわかります。まだまだ我々の活動を推進していかなければな

らないと思いました。

これは、先ほどのモーターショーの中で流したビデオです。一汽馬自達さんが作ってくれたんですが、このような形で、アニメーション的なものになっております。これはブレーキパッドです。このブレーキパッド以外にも、点火プラグだとかオイルフィルターだとかエアフィルターだとか、一応4種類か5種類のものをつくっているという状況です。こういうアニメーションみたいな形にしてモーターショーで流すと、子供がみるので、大人も釣られてみるというような形で、非常に効果的かな、と考えております。こんな風に、模倣品は危ないですよ、というようなことを宣伝しているという状況です。次はですね、ディーラーでの活動です。これは一汽馬自達のディーラーなのですが、ディーラーそれぞれ各店舗模倣品と純粋品の展示棚を設けておりまして、中に液晶テレビを配置しておりまして、先ほどのビデオなどをエンドレスで流しております。でディーラーにきていただいたお客様に模倣品の危険性を知らしめるといったような活動を取っております。また、ポスターとか、パンフレットとかも作成しておりまして、ディーラーにきていただいたお客様に右下のような感じで待合室のほうで読んでいただけるような形をとっております。もう一つ、カウンターのところにもこういうようなちょっと小型の模倣品の識別の真贋判別プレートみたいなのを作って、これも各ディーラーに配置しておりまして、これで暇なとき、お金を払うときとか、ちょっと時間があるときに見ていただけるよということで作成しております。もう一つ、これは結構いい活動になっているんじゃないかと思っているのですが、MAZDA 車を買っていただいたお客様に毎月こ

のような MAZDA 生活といった雑誌を提供しております。その中に模倣品の危険性をアピールするようなページも設定させてもらってまして、これを毎月お客様に届けることで、お客様自身がああ、模倣品は危険なんだということを感じていただけるいいものではないかな、と考えております。次にマスコミの利用ということで紹介させていただきます。我々は年に数回、厳正声明を出しております。媒体は新聞です。同時に我々のスローガンを書いたり、我々の戦略を説明したような記事を書いていただいたりと、消費者にアピールするということをしてしております。これは新聞が配られたときの風景です。これは北京にある汽配城の状況です。こういうような形で汽配城で配られています。また、スーパーでもこういう風な形で置かれて、配布されているという状況です。次にデパートでもこういう形で配られているということで、多くの人に模倣品の実体を知っていただくという活動を今後も続けていければと思います。

これはですね、先ほど説明しました、マーケットスウィープでこういうような形で報道をしていただいたというものです。

最後にまとめですが、1~4 まであります。まず一番目は、摘発重視の活動から、消費者啓発重視へということで対策を打っております。また二番目は製造業者から販売業者へ、三番目はやはり摘発店舗数を多くしようということで活動しております。四番目は MAZDA 一社だけでは対策ができないということですから、我々の関連部門に対していろいろと協力をお願いして、MAZDA として対応を図っているという状況です。先ほどの資料等も全てディーラーさんのほうから提供していただいて、

我々の活動に使っているという状況ですので、非常にいい形で活動ができているのではないかと思います。MAZDA だけではなく、やはりわれわれはこういう風な IPG に参加したり、WG に参加させていただいたりして、これからも単独ではなく、皆さんと一緒にやっていければと考えております。よろしく申し上げます。

こちらは、今後の模倣品の対策課題です。これは 1～4 までありまして、1 は、効果の検証が難しいという点です。消費者のマインドがどこまで向上したのかというのを調査するのはちょっとむずかしく、アンケート調査しかないじゃないかな、と思うのですが、そこら辺の効果の検証が難しいと感じております。あとまだまだ当局の自主摘発も推進していかなければいけないという状況ですし、再犯者への対策も図っていかなければならないと思います。最後ですが、今は商標権の侵害ですが、今後意匠権、特許権と侵害も非常に巧妙化してくるという状況ですので、そこらへんにつきましては、我々の人材育成等も含めて対応していかなければならないな、と考えております。

こちら最後スローガンです。もう一度読ませていただきます。「あなたの幸せは私たちの幸せ、MAZDA はお客様の利益、安全を守るために、絶対に模倣品を許さない」ということで、今後も我々はこういう精神に基づいて模倣品活動を推進していきたいと思っております。以上です。本日はありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。それではまたいつもどおりいくつかご質問等受けたいと思います。ご質問のある方から挙手の上、会社名とお名前を教えてください。

いただいて、ご質問いただければと思います。

○分部氏 弁護士の分部でございます。非常に参考になるお話ありがとうございました。一点だけ質問させていただきたいのですが、違法看板の撤去について、私もよく苦勞するところなんですけれども、ご存知の通り、省や担当によって看板の撤去に応じてくれたりくれなかったり、で非常に不明確なのですが、御社のご経験で、どのような場合には看板撤去に応じてくれやすいのか、応じてくれないとか、こういうような感覚とか、あと法律の根拠ですね、私の経験では商標法を根拠とする場合があったり、不正競争防止法があったり、はたまた当地の条例、広告に関する条例、こういった条項を根拠として違反を認定してくれたりすることがありましたけれども、どのような法律根拠が多いのかこの点について教えていただければと思います。

○水嶋氏 まず我々の看板撤去をしている経験から申しますと、模倣品を販売している店舗であれば、ある程度看板の撤去が可能になってきている、というような状況があります。それから模倣品と一体であれば何とか撤去できるのではないかとというような形で考えております。あと、これは先日 JAMA のミーティングで北京市を訪問したときにお聴きした話なのですが、まず、MAZDA の専用権という表示であれば確実に摘発できるだろうというようなコメントがありました。それ以外であればケースバイケースで考えますというようなコメントをいただいております。次に法律なんです、これも SAIC を訪問したときにお伺いしたところ、商標法の第 52 条と実施条例の 3 条に基づいて摘発を実施しますというコメントがありました。あと、以前看板の撤去につきましては 2 つほど通達が出されていたのですが、それは現時

点で廃止されているという状況になっています。その通達があればほとんどの看板が撤去できるということになっていたのですが、それが今廃止されているという事です。ただその廃止された理由は商標法の改正があって、条文の番号が合わなくなったから廃止しただけです、ということで、その中の通達自体の考え方は生きていますよ、というような回答をしてもらったという状況であります。こんな感じでよろしいでしょうか。

○司会 他にご質問ございますでしょうか？

○カネボウ岩間氏 カネボウの岩間でございます。一点質問させてください。製造業者から販売業者へという方向変えをなさっているようですが、何ゆえに製造業者から販売業者へまた方向を変えられたのか、その辺の考え方を教えていただければと思います。

○水嶋氏 ちょっと紹介しましたが、製造業者は非常にみつけにくいということがあります。まあ、見つけようと思えば調査会社に依頼して見つけることはできると思うのですが、その場合非常に費用がかかるということで、我々摘発費用がそんなにないものですから、限られた予算の中でいかに騙されるお客様を減らすかという観点で見たときに、やはり販売業者のほうにウェイトを置いたほうがいいのではないかと、販売業者は汽配城にいて、我々が見ても看板とかがあるところは確実に模倣品を売っているだろうということで、発見もしやすいし、投訴もしやすいという状況になっていると思いますので、お金の面と、消費者保護の観点から、製造業者ではなく、販売業者にシフトしたほうが現時点では有効ではないかと判断した次

第です。

○司会 ありがとうございます。最後にさせていただきたいのですが、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれでピックアップ講座終わりにさせていただきたいと思います。水嶋様、ありがとうございました。

(拍手)

○司会 それではお配りしている資料のほうでは 14:55 から全体会合ということになっておりますが、時間を過ぎておりますので、15:10 から全体会合をはじめたいと思いますので、それまでは休憩時間とさせていただきたいと思います。

## 【IPG 全体会合】

○司会 お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。今の上海は万博終了間際ということで、ホテルは取れない、チケットは取れないということでご苦労をなさった方も多いのではないかと思います。今回は万博も終わっていますので、ゆとりを持ってくることのできるのではないかと思います。では、本日お配りしております資料は全体会合に関する資料のほか、JETRO の調査報告書が 1 冊と、江蘇省 TSB とのブランド連携フォーラムの活動の一環で作成させていただきました消費者啓蒙ビデオ、これを DVD にさせていただきましたので、皆様にお配りしております。

それでは議事次第に従って進めさせていただきます。

### 第 1 部：各種連絡事項

○司会 まず新規メンバーのご紹介ということになりますが、今回新たにご加入いただきましたのは、建材のメーカーのトステム様でございます。本日残念ながらご担当者の方ご都合がつかずにご欠席です。また次回改めてご挨拶いただこうと思っております。続きまして、アジェンダにはないのですが、新たに運営幹事をお願いしておるかたがいらっしゃいます。一言ご挨拶いただきたいと思います。ニフコの土屋様一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○土谷氏 ただいまご紹介いただきました、ニフコの土谷と申します。7月3日に上海に赴任したばかりで、まだ上海のことも良くわからない状況です。IPG のほう

も昨年から参加し始めてまだ経験も浅いところで、よくわかっていない部分もあるのですが、急に運営幹事をお願いしますということでお願いされまして、微力ながらもお手伝いできればということでお引き受けいたしました。今後は全力を尽くして幹事としてやっていきたいと思えます。皆様、よろしく願いいたします。（拍手）

○司会 よろしく願いいたします。ありがとうございます。続きまして、新副グループ長のご挨拶ということで、本日残念ながらご都合によりご参加いただけませんでした、ユニカミノルタの松島様が9月末をもってご帰任ということで、新たに副グループ長を住友化学の大上様をお願いしております、ご挨拶いただけますでしょうか、よろしく願いいたします。

○住友化学大上氏 このたび副グループ長を仰せつかりました、住友化学の大上です。幹事会のメンバーになって1年強ですけれども、今後ともグループ長の岩間さんを補佐して頑張っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○司会 よろしく願いいたします、ありがとうございます。では、続きまして、これから各ワーキンググループの活動状況の報告ということにさせていただきます。まず初めに自動車・自動車部品ワーキンググループの加藤様より、浙江省工商局との意見交換会の報告をお願いいたします。

○ホンダ加藤氏 自動車・自動車部品ワーキンググループ長を務めております、ホンダ中国の加藤でございます。お手元の資料をご覧ください。ワーキングでは、摸倣部品の対策活動として、抑止力の高い行政上の重罰化、或いは刑事処罰、刑事裁

判による処罰によってより抑止力の高い効果を目指すという趣旨で活動を行っておりますが、その中で特にキーポイントになる不法経営金額がどうやって算定されているのか、そこを透明化する目的で、各地の AIC、TSB あるいは物価局と意見交換をしてまいりました。7月の前回のワーキングの場で江蘇省の AIC の陳科長におこしいただきまして、意見交換会を行いました。議事につきましては、資料の(1)～(4)まで予定されていましたが、実際は(1)、(2)の2点に絞って重点的に意見交換を行いました。今日もおこし頂いております墳崎様にも参加頂き、積極的に質問して頂いて不透明な状況を説明してもらうように積極的な働きかけをして頂きました。内容につきましては、詳細は割愛いたしますが、ポイントになる不法経営額の算定につきましては、実際の表示価格、或いは実売価格がある場合はそれに従って算定し、それがなければ司法解釈に従って摸倣される物品、つまり純正品の価格をベースにして算定するという説明がありました。これにつきましては、我々の実際の摘発活動と比較すると違和感を感じるころがあったのですが、公式的には司法解釈に従って算定されているということが確認できました。今後は実際の摘発活動に照らし合わせて、より積極的に検証して確認していきたいと思っております。また、今回の WG でも他地域の当局と意見交換を行い同様の活動を行って、重罰化の活動を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○司会 はい、ありがとうございます。続きまして、インターネットワーキンググループになります。お手元の資料の資料3になります。前回の IPG 会合にあわせた翌日16日にインターネットワーキンググループ・アリババ・タオバオとの意見交

換会を開催しております。詳細は割愛させていただいて、資料をご覧いただければと思います。それでは続きまして、水際ワーキンググループの報告を、グループリーダーの石川様、よろしくお願いいたします。

○YKK 石川氏 YKK 中国投資社の石川と申します、よろしくお願いいたします。まず資料4の1をご覧ください。こちらは模倣品対策水際対策ワーキンググループの中国税関知的財産権保護登録システムの説明会の開催報告となっております。こちら、8月24日に北京で行われましたが、税関総署の政策法規司のほうから黄さんが来られ、ご説明いただきました。詳細については書かれておりませんが、税関の登録システムが変更になり、変更点についての説明会でしたが、このシステムは7月から稼働しはじめております。一番の変更点は、正規授權リスト、所謂ホワイトリストの登録についてです。従来、登録しかできませんでしたが削除もできるようになったということでした。従来正規授權リストは削除ができなかったもので、授權期間の入力ができましたが、今回削除ができるようになったことで、期間を入力できなくなりました。今後、権利者の方で授權期間が終わったら削除する必要があるもので、気をつけてご利用いただけたらと思います。続きまして資料の4の2ですが、義烏税関セミナーとなっております。義烏税関から通関代理業者に向けてのセミナーを開催して欲しいとの要望もあり、通常は税関職員に対するセミナーですが、今回初めて通関代理業者へのセミナーを行いました。皆様、積極的に発表を聞いていただけたと思います。更に、初めてでありましたが、実際の貨物の検査現場を視察いたしました。税関職員の日ごろの検査業務の大変さを改めて認識しました。当日

も暑く、コンテナを開けて荷物を出しますが、コンテナの上から水をかけて冷やしながらの作業で、かなり税関職員の方々が苦勞されているということを実感いたしました。そのような状況で税関の方が見つけた疑義貨物を、簡単に理由もなく通関させることはやってはいけないと改めて認識できました。次に資料の4の3になります。こちらはハルピン税関へのセミナーとなっております。9月2日に行われましたが、はじめてのハルピン税関へのセミナーでしたが、合計51名の方が参加されました。郵便貨物の検査現場を見学見させていただきました。残念だったのは、中国から外に出て行くモノの検査現場ではなく、海外から中国に入ってくるモノの検査現場でありましたが、税関職員がどう検査しているか認識でき、大変なり良かったと思っております。以上です。

○司会 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、特許ワーキンググループ、福永様、お願いできますでしょうか。

○JUKI 福永氏 はい。JUKI 中国の福永です。特許ワーキンググループの活動について報告させていただきます。2点あるのですが、1点目は、去る7月26日、私ども上海の特許事務所を訪問して、ヒアリングを行ってまいりました。これは、昨年特許事務所向けにアンケートを行いまして、そのフォローで北京の事務所を6軒回って、ヒアリングなどを行いまして、今年度に入りまして、違うテーマで調査を進めておりますが、上海の事務所についても回りたいというメンバーの希望がありまして、天翔特許事務所ならびに智信特許事務所様に訪問を受けていただきヒアリングを行いまして。ヒアリングの内容は今年度私どもが主なテーマにしております、

明細書のチェック項目の研究、職務発明規定に関する調査、特許クリアランス手法に関する調査、また専利法改正後の運用課題の研究、これらのテーマについてヒアリングを行いました。ヒアリングの感触が非常に良かったので、現在追加で北京、上海の20箇所ほどの事務所にアンケートをまた配布させていただいて、現在回答を待っているところでございます。2点目ですが、配布資料の資料5ですね、こちら皆様にご協力をお願いする件なのですが、今申し上げました4つのテーマにつきまして、アンケートにご協力をいただければと思っております。配布資料では一冊の束になっておりますが、あとでe-mailで送るときには、各テーマごとに一つ一つのファイルになっておりますので、ふるって回答のご協力をいただければと思います。この中で補足なのですが、後ろから開いて1枚目ですね、特許クリアランスのアンケートに関してフロー図をつけております。こちらはアンケートにご回答いただくときに、実務フローに併せてこういう質問を設定しておりますということをごこちらの図で説明しておりますので、こちらの図と照らし合わせながらご回答いただければご回答しやすいかと思っております。もう一点、資料5に中国語版もつけております。日本人担当者、中国人スタッフともに皆さんお忙しいかと思っておりますが、日本語でも中国語でもご回答いただければと思っておりますので、社内でする方をお願いしてご回答いただければと思っております。今回のアンケートにつきましても、前回のアンケートと同様、IPGの席などでご報告させていただくか、また調査報告という形で冊子で皆さんに配布するか、いずれかの形でフィードバックさせていただければと思っております。ご協力のほう、よろしく願いいたします。以上です。

○司会 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、立法研究ワーキンググループ夏様よろしくお願いたします。

○オンダ夏氏 立法研究WGグループ長を勤めさせていただいております上海オンダの夏です。立法研究WGの活動についてご報告させていただきます。我々立法研究WGは昨年度、行政による特許権侵害の権利行使について調査して、報告書をまとめました。その報告書の中に、実際の法律運用についていくつかの不明点があり、それを明確にするために我々は地方知識産権局に対するヒアリングを実施しました。先月（8月）の5日に浙江省知識産権局を訪問して、ヒアリングを行いました。一日、昨日、江蘇省知識産権局の方が上海に来ていただいて、ヒアリングを実施しました。資料の6をご覧ください。主なヒアリングの内容はこの資料に書いてあります。ヒアリングの結果、地方によっていろいろ手続の面とか、法律判断の面とか、調査の面とか、やはり差異が存在することがわかりました。例えば浙江省の場合、涉外案件の場合は、受付は省レベルの浙江省知識産権局で行いますが、実際の処理は下級の市レベル或いは県レベルの知識産権局を指定することができます。それに対し、江蘇省は下級の行政機関を指定しません。つまり、江蘇省の場合は全て省レベルの知識産権局で涉外案件を処理することになっています。また、調停については、浙江省の場合、調停書を最終的に当事者の合意に基づいて知識産権局のほうで作ることになりますが、江蘇省の場合は全く知識産権局による調停書の作成はしないことになっています。それで、こういった運用の違いを的確に把握し、今後、活用できればと思っています。これからも、上海市知識産権局に対し同様なヒアリングを実

施する予定です。以上です。

○司会 ありがとうございます。それではつづきまして、ベアリングワーキンググループ布川様、よろしくお願ひいたします。

○ジェイテクト布川氏 ジェイテクト中国の布川です。ベアリングワーキンググループの活動をご報告いたします。8月31日、広東省の質量技術監督局との意見交換会を行いました。先方はタン局長をはじめ4人の方々、私どもは6社、合計で10名、日本から日本ベアリング工業会の2名、及びJETROから参加しました。主な議題は資料7に書いてございます1～4の内容で、もともと広東省のTSBとは日本ベアリング工業会を通じて2002年からレイド活動、及びミッション訪問したり、逆に来日していただいたりということで関係を保って参りました。主な議題の中の【3】にある、摸倣ベアリング業者のリストを提供しますということに対して、タン局長のほうから「そのリストは必ず整理をして、局内で対応の指示を出す」という力強いお言葉をいただきました。それから、【4】については、流通過程においてノーブランド製品を製造して、流通過程でブランドをつけるというのは、流通過程での生産行為にあたる、という見解をいただきまして、摘発は可能だ、という回答をいただきました。タン局長の方からは、そういう摸倣のものが発見されたら、いつでも私の携帯に電話をくださいと、力強いお言葉をいただきまして、非常に有意義な意見交換会ができました。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、農薬ワーキンググループの報告を、大上様、お願ひいたします。

○住友化学大上氏 それでは農薬ワーキンググループの報告をいたします。9月6日の午後に、北京の農業部に対して、農薬ワーキンググループとして、今年の11月にハルピンで開かれる展示会における模倣品の調査、摘発への協力を要請しました。これに対して、農業部より、現場には知識産権局、農業部の法規処等が窓口を設置しているので、まずここに報告して欲しいということと、模倣対策活動には当然協力するという返答がありました。先方から過去4年間の農業部展示会における模倣品状況の変化、例えば出店数、摘発数等に関する情報の提供依頼がありましたので、農薬ワーキンググループとしてこれに対応します、以上です。

○司会 ありがとうございます、続きまして、化粧品ワーキンググループの報告を、岩間様、よろしく願いいたします。

○カネボウ岩間氏 岩間でございます。化粧品ワーキンググループのグループ長のコーセーの金さんが今日は欠席されておりますので、代わりまして報告いたします。8月26日に化粧品ワーキンググループで、杭州市にあるタオバオ本社を訪問いたしました。お手元の資料の9に関連のことが書いてあります。参加者は化粧品ワーキンググループより6社、それとインターネットワーキンググループのグループ長であるシャチハタの山田さんも一緒に参加されました。化粧品ワーキンググループでは、2008年の3月に第1回の訪問をして以来それから毎年1回ずつ訪問して意見交換会をしておりまして、今回が第3回目でございます。化粧品ワーキンググループの主要メンバー会社では、各社個別に毎月タオバオに対し削除要請を行っておりまして、毎月大体各社個別に100件から1000件くらい削除要請をしてお

る状況でございます。ですから、個別に各社タオバオとは連絡ルートを持っているのですが、日本の化粧品メーカーとして全体のパワーアップを図るために年1度訪問をしております。また、タオバオ側も急成長しておりますし、今回もそうでしたが、毎回開催ごとに責任者や担当者も変わっておりますので、定期的に訪問し、要望を訴えることは、状況改善のために有意義であるのではないかと考えております。会談の内容は、資料の概要の通りですが、それに対し、タオバオ側からはどのような対策を行っているのか説明がありましたし、今回は各企業の要望に個別にきめ細かく対応するための機能として、杭州市インターネット安全研究所という会社の紹介もあり、その会社の関係者も出席しておりました。その会社は有料で、定額の年会費と出来高制の費用の二本立てになっておりましたが、顧客企業のためにタオバオネット上の模倣品を専門的にたたく会社で、個人的な感想ではございますが、タオバオとしては自分のところでも努力はいたしますが、いちいち面倒は見切れませんので、よろしければこちらを使っただければというような感じでした。ちなみにタオバオの紹介によりますと、今年度上半期、半年の中で、削除した知財侵害商品は約318万件だということだそうです。ただし、これは情報全体からすると、0.795%という低い率であるということは強調しておりました。また、かかわった権利侵害会員が半年間で13万人だという風に申しておりました。これは絶対数は多いですが、率としては、全会員数の0.186%という風に、侵害品を扱っている会員とか件数とかの率は低いと申しておりましたが、絶対量が例えば削除した件数が半年で318万件ということは1日大体17000件くらいは

削除しておるといふことで、これもどんどん件数としては増えていることだと思  
います。このような状況の中で全体的な所感を申し上げますと、ますます急速に拡大  
するネット市場での模倣品対策、劣悪品対策に国が法律による規制を徐々に始めて  
おりますし、タオバオ等ネット側もある程度は努力しておりますが、ネット市場の  
発展と不当行為者の悪知恵に対策が追いつかない状況であると思ひます。従つて、  
今後ともひきつづき各企業が個別に対策を講じると同時に、力を結集し、根気よく、  
粘り強く、工夫をしながら、国やネット主催者に要請を提出していくことが大切だ  
と思つておる次第でございます、以上です。

○司会 ありがとうございます。これでワーキンググループの活動報告は終わ  
りますが、続きまして、江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラムの今年度活動  
の進捗状況につきまして、同じく岩間様よりご報告いただきたいと思ひます、よろ  
しくお願ひいたします。

○カネボウ岩間氏 それでは本件は資料 10、資料 10 は表裏ございまして、裏の  
ページのほうに本年度の活動の目標とか、実施項目が具体的に書かれております、  
資料 10 でございますが、まずその中の啓蒙ビデオの配布状況です。一応タイトル  
は啓蒙ビデオという風になっておりますが、今日皆様のお手元にも配られておりま  
すこの DVD、こちらのほうです、実際は。これを江蘇省 TSB には約 3000 枚配布  
いたしました。そして江蘇省 TSB は今年 9 月の質量月間活動で各地の市や県の TSB  
が啓蒙活動を行う際、使用する予定になっております。例えば至近の例で言いま  
すと、明後日、18 日南京市で当局が開催いたします居住地区を対象とした啓蒙活動

で、公共スクリーンで放映する予定になっておりますし、9月中に江蘇 TV でも放映される予定であります。次に代理店活用ブラックリストに関する覚書の活用状況でございますが、ミシン業界、農薬業界ではすでに覚書の枠組みを活用する形で申し立てをされましたし、摘発されたケースも出ております。また、自動車業界やベアリング業界もブラックリストを作成中であります。TSB 側も覚書に基づく申し立てに対しては、大変積極的に対応してくれています。また、先方からは、案件が発見されてから、申し立てまでに時間が少し長いので、今は大体1ヶ月くらい要しているようですが、状況発見後速やかに、なるべく1週間以内に申し立てをして欲しいというような要望も寄せられています。それぐらい江蘇省の TSB 側も熱心にとりこんでくれておる状況でございます。次に、この中にあります、ポケットブックの配布状況でございますが、江蘇省 TSB には約1000部を渡しました。既に省内各地の市や県の TSB で活用が始まっていると聞いております。これにつきましては、年末に活用状況や成果をアンケート方式で確認する予定にしております。最後にその他といたしまして、セミナーは AIC との共同開催ということで現在調整中でありまして、意見交換会は各ワーキンググループ活動の必要性に応じまして、今後適宜開催する予定であります。以上でございます。

○司会 はい、ありがとうございました。続きまして、議事次第に従いまして、次に移らせていただきます。⑫になりますね、第50回上海 IPG 全体会合企画についてということでございます。特に配布資料などはございませんが、今回48回ということで、丁度来年の1月の会合が第50回という節目の会合になります。運営幹

事会のほうでも第50回ということで何かしようかというような話を検討させていただいてありますが、全体会合は通常通り開催もしくは公演内容を50回記念的な公演内容にする可能性もございますが、全体会合を開催して、晚餐会、夜の通常やっております情報交換会の場をセレモニー的な晚餐会のような形にしてはどうかということで検討を進めているところでございます。来年の1月ですが、是非積極的にご参加いただければと思います。続きまして⑬真贋識別セミナーの調整状況についてということでございます。お手元の資料の11をお配りさせていただいております。今年の上海IPGの活動計画、既にご承認いただいております活動計画の中では江蘇省、浙江省、上海市、華東の2省1市ですね、ここの工商局、それから質量局を対象に開催する予定ということで、現在お手元の資料の通り調整を進めさせていただいております。はい、それでは続きまして⑭でございます。上海IPGの参加資格の改正についてということでございます。まあ皆さんお入りになったときにご確認いただいたかと思いますが、ホームページ上に参加資格ということがかかれておりますが、活動が広くなり、また会員数が増えていく中で、今回大幅な見直しを図り、幹事会のほうで検討をいたしました。その内容につきまして、土屋様のほうでご報告いただきまして、その後で皆様よりご承認いただくという形をお願いしたいと思います。それでは土屋様よろしくお願いたします。

○ニフコ土谷氏 はい、ニフコの土谷でございます。お手元の資料の12をご覧ください。今回上海IPGの参加規則を改定するというので、そのポイントをご説明させていただきます。まずは会員の定義につきまして、正会員と準会員の二つに区

分して定義をいたしました。新規の加入と、IPG 全体の活動と、ワーキンググループの活動への参加条件、更には会合へのオブザーバー参加を含む参加の条件について細かく規定させていただきました。また、ワーキンググループに関しまして、ワーキンググループの設置条件も、明文化した形となっております。また、会員の除名に関しまして、新たに資格の喪失と除名と二つに分類しまして、それぞれ再加入時の条件を新たに追加しております。また、各正会員、準会員、オブザーバーの参加可能な活動内容については別表として一覧表を作る形とさせていただきました。今、お配りしてすぐということで大変恐縮ではございますが、本日まで参加していただいている皆様方の拍手をもってご承認とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○司会 すみません、ではご承認いただけるという方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○司会 ありがとうございます、そうしましたら、今後はこの新たな参加規則にのっとり、活動のいろんなルールとしてこれを用いて運営してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それではあと残りわずかですけれども、2010年度展示会調査の応募状況についてということになります。こちらおくばりしております資料13になります、もう2ヶ月ほど前にですね、毎年行っております、展示会における模倣品の実態調査につきまして、募集をさせていただきましたところ、おかげさまで非常に多くの企業様よりお申し込みいただきました。その状況がこの資料13に書かれている内容となっております。主に来月開催されます広州交

易会、それからその他今年下半期に開催されます各種の展示会での模倣品実態調査を進めていくこととなります。既にこちらの模倣品展示会調査につきましては、お申し込みのほう、締め切らせていただいております。また、これにつきましては、今年調査の結果が出次第、前々回でしたでしょうか、成果をご報告させていただきましたけれども、また来年になるかと思いますが、展示会調査の成果を発表させていただくことになるかと思いますが。続きまして、中国知財法関連勉強会です、もうこれも4年目になっておりまして、今年度につきましても7月から計5回のカリキュラムでやっておりますが、9月、丁度明日が第2回目ということになります、お手元の資料の14になります、こちら明日行われます勉強会のテーマや講師などが記載されています。既にお申し込みの締め切りは過ぎておりますが、恐らく席にゆとりもあろうかと思っておりますので、今日申し込みをするのを忘れていたとか、是非参加したいということでありましたら、事務局のほうに一言ご連絡いただければと思います。最後になりますが、お手元の資料15ということになります。先月8月の中旬にIIPPFのハイレベルミッションが北京を訪問して、工商行政管理総局、以下4箇所の当局を訪問して、意見交換を行っております。詳細は資料をご覧くださいということで、割愛させていただきます。以上、各種連絡事項のほう、終わりとさせていただきます。すみません、時間のほうもやや押しておりますので、次の講演会のほうに移らせていただきます。それでは幹事の皆様、お席のほうにお戻りいただけますでしょうか。まず講演の初めが、本日経済産業省のほうから、埴崎様にお越しいただいております、最近の経済産業省の取り組みについてご紹介いただき

たいと思います。それでは墳崎様、よろしくお願ひいたします。

## 第 2 部： 講演会

### < 講演① >

「知的財産保護に関する経済産業省の最近の取組」

経済産業省製造産業局 模倣品対策通商室

模倣品対策専門官 墳崎 隆之氏

皆さんこんにちは、経済産業省模倣品対策室の墳崎と申します。今年 1 月頃にも当室の取組をご報告させていただいたんですが、半年に一回くらいこういった場で皆様に当室はこういったことをやっているということをご報告させていただいて、皆様のほうから私のほうにこういったことをやったらいいんじゃないかとか、こういったことに困っているということをお聞かせいただければまた半年に一回の報告までにそれを受けていろんな活動をしたいと思っておりますので、今日私の話を聴いた上でご意見等あれば是非お聞かせいただければと思います。20 分程度ですけれども、簡単に以前の 1 月の報告以降に実施したことを簡単に報告させていただければと思います。メインは去年の 8 月に工商行政管理総局 SAIC と覚書を経済産業省が結びまして、それに基づく協力活動として、こんなことをやっていますということをご紹介させていただければと思います。その他は、第 2 にハイレベルミッションを資料に記載しているのですけれども、本日ハイレベルミッションの概要が配布されていますので、コレは今日省略しようと思います。概要読んでいただければわ

かと思うので。三番目としては、当室は様々な調査事業を実施しております。

JETRO 上海や北京の皆様にご協力いただいて実施している調査、先ほどご紹介いただいた展示会調査もそうですけれども、それに加えて JETRO 以外でやっている調査もありますので、それについてすこしご紹介とご協力のお願いをさせて頂ければと思います。まず、第一ですけれども、これは一度ご紹介したかもしれませんが、工商行政管理総局との覚書を簡単にまとめたものです。簡単に言えば、年に 1 回ぐらいはちゃんと話し合いの場を持ちましょうということと、個別案件について困ったことがあれば、情報提供を当室から、工商総局に、工商総局から地方工商局のほうに落とす、という内容を盛り込んでおります。また、これまでの地方との協力関係というのは、当省と工商総局とで話をしたとしても、それが地方に伝達されていないということがよくあることだったので、本覚書の中で、必ず当省と SAIC とで実施したことは地方工商局などに周知徹底してくださいということが盛り込まれています。ここにかいてある、事務レベルワーキンググループを、去年の 8 月に覚書を結んで、今年の 7 月 1 日ようやく開催することができました。具体的な議題は大きく 4 つありました。IIPPF の建議書に載っている議題がほとんどですけれども、再犯者に対する罰則強化、違法経営額の算定について、分業化対策、商標と商号の組み合わせ問題、いわゆる傍名牌の問題について意見交換をしました。具体的にどのような内容があったのかという話ですけれども、まず議題 1 についてですけれども、再犯者に対して罰則を強化するために、そもそも過料の上限をあげてくださいよ、という話をしました。で、これについては今まではぼやかした回答が続いていたの

ですが、商標法改正の予定もあり、商標法改正案が採択あれたら、過料の上限額を上げる予定です、という回答をいただきました。前の商標法ができてから、中国のGDPは約5倍にあがっているので、過料の上限も5倍にあげろと要請したのですが、それはちょっとむずかしいかな、という回答でした。GDP全体はあがっているけれど、一人一人の所得は上がってないということで、それについては検討させてほしいとの回答でした。二つ目ですが、再犯重罰化のところで、製造設備の没収について話をさせていただきました。これはもっと具体的に言いますと、商標法改正案において、製造設備の没収について、今の商標法は「専門的に用いている工具」という規定の仕方なのですが、改正法は「主に用いている工具」というような規定に改正されています。このため、「当然これは設備の没収の対象を広げるという趣旨ですよね」ということを確認したところ、「それはその通りである。処罰というのをやはり強化しなければならない。その一つとして製造設備の没収を考えている。このため改正した」との回答がありました。この点について、「では汎用設備、いわゆる専門設備ではなく汎用設備も（没収の対象に）入ることになったのですね」、といったら、「それは入ります」、と回答されました。つまり、商標を刻印するための道具とかそれ以外の道具でも模倣品の製造に主に使っていれば没収の対象になるということです。では、次に「主に」はどのようにに判断するのかと聞いたところ、「全く考えていない。そもそもこの改正案はまだ通るかわからない。通ってからまた考えたいと思っている。改正案が採択された場合には、何かしらの基準を設けるつもりである」といっていました。それについては、「こちらとしても意見を

出したいから、改正案が通ったら意見交換しましょう」と提案したところ「それはウェルカムである」という回答をいただきました。次に違法経営額の算定についてですが、これは先ほど水嶋様のほうから自動車ワーキングなどで検討されているというお話があり、そこでは地方との話し合いがされていて、私も一回その場所に同席させていただいて、非常に実務的な話し合いができていたのですが、それとは違って、SAIC はほとんど理解していない感じでした。不法経営額の話こちらかなりこまかく、実はこの話し合いの前に、最高人民検察院と話をしていた、そこで正確な解釈というのを最高人民検察院と話をしていた、そこで正確な解釈というのをまさに起草者の方から話を聞いて、それに基づいて話をしていたのですが、全く何の意見もなく、そのとおりにやっているという回答しかありませんでした。この点については、地方との話し合いが必要かな、とあって、今後はそういった方向で検討したいと思っております。次に分業化対策ということで、分業化の罰則規定の確認をしました。当然皆さんご存知だと思いますが、分業化について、ラベルを作っている人と、ノーブランド品作っている人とがいて、ノーブランド品作っている人をどうやって捕まえるかという、共犯として捕まえているというのがほとんどだと思います。ただ、ご存知の通り、行政罰、行政法規の中に共犯規定というのは存在していなくて、明文の規定はありません。そういったこともあって、商標法実施条例 50 条 2 号に侵害行為に「故意に便宜を供与したもの」に対して商標権侵害として処罰することができるという規定があるので、これを使ってノーブランド品作っている人を処罰できないのかと提案しました。この規定を用いる場合と共犯者で処

罰する場合とでは、要件等は大きく変わるわけではないのですが、多少要件の食い違いがあるので、どちらでも処罰できるようにしておいたほうが処罰ができるようになりやすいんじゃないかということで提案してみました。この点、工商総局としてはそういった考え方はほとんどなかったようで、意見が SAIC の中で割れました。それは非常に新しい考え方だということで、前向きに検討したいといった人もいれば、あくまで 50 条 2 号は間接関係者の規定であって、直接侵害者、要するにノーブランド品を作っている人は直接侵害者だからこの規定を使うことはできないというような方もいて、その場で意見が割れたので、持ち帰り検討させて欲しいということになりました。更に、ノーブランド品の製品を要はラベルと別々の状態で発見されたときに、ノーブランド品を何とか没収できないかというのが一つ懸念としてあったので、これを改正案に即して意見交換しました。今の商標法は没収の対象は、侵害品と製造設備の二つしかないのですが、新たに改正案だと、「侵害行為の実施に使用される財物」というのが第三として規定されており、これはノーブランド品のことなのかな、と考え、当該規定でノーブランド品についても没収できるようになるのか確認したところ、それは違うとの回答がありました。ノーブランド品も販売と侵害行為の一体性さえ立証できれば、今でも没収できるものであって、これを新たに規定したことによって、没収できるようにしたというものではないとの回答でした。このため、「それでは、『侵害行為の実施に使用される財物』とは何か」という話をすると、違法行為に利用した銀行口座とか、所謂お金、ビルなどと回答されました。すなわち、所謂「資産」的なものを指すとのことでした。なんかよく

わからないな、と思って、更に、「ではその銀行口座に入っているお金で材料を買ったら、材料はこれに当たるのか」、と聞いたら、「それは当たらない」とのことでした。この点についてはもうちょっと双方で話し合いたいということでした。ただ、これもある程度没収の対象を広げるという趣旨ではあるようですので、ぜひとも改正案には盛り込んでくださいということでした。あと傍名牌の問題ですね。ご存知の方多いと思いますけれども、他人の商標が勝手に企業名称として登記されてしまっていて、登記名称を使って誤認混同を招いているというような状況について、どうにかしてください、という話をしたところ、反独占反不正競争執法局が「今その問題に対応するための新たな指導意見を策定中です」と、要するに、企業名称登記がなされていたとしても、商標権侵害であったり、反不正競争法違反があったら、それは摘発が可能であるということを確認する指導意見を策定中ということでした。これについて、「いつ頃公布されるのですか？」と聞いたところ、なかなか教えてくれませんでした。それについて、「パブリックコメントするのですか？」と聞いたら、「内部規定なのでしません。ただ、日本側に関心があるのであれば、意見交換するのはやぶさかではない」、という回答でした。本当に実務レベルでして、トップは当室室長、相手方のトップは国際合作司の処長クラスでして、不法経営額については別として、他の部分については実務的な話ことができました。一応年に1回開催する予定で、来年は日本で開催する予定です。

次ですが、覚書に基づく情報提供スキームの一つですが、現在悪意の冒認出願が非常に多いという相談が当室に寄せられています。それが多すぎて異議申し立ての費

用もバカにならないし、ずっとモニタリングしなければならないし、取消訴訟も大変だ、という話が頻繁に来ていたところもあって、また IIPPF の中でもそういったことが問題になっていて、公告前・審査の段階で何とか悪意の出願を拒絶することはできないかとの要望がありました。で、これについては前から建議ともしてたのですが、当省と S A I C との覚書ができたので、公告前の段階で、当室経由で商標局に情報提供ができないかということではじめたものです。繰り返しになりますが、あくまでこれは公告前・審査の段階での情報提供でありまして、公告されたものについて情報提供するものではありません。公告されたものについては異議申し立てをしていただかなければなりませんし、登録されたものであれば取り消し訴訟をしなければなりません。そこでもめたものについて、ちょっと困ったということであれば、うちに持ってきてもらって、うちから一筆書くということもありえなくはないですが、それとはまたちょっと別に、公告前のものについては、審査段階の時にもうちょっと見てよ、ということで、情報提供というようなスキームを作りました。第 1 回は 2010 年 4 月に 7 社で 54 件の情報を提供しました。で、そのうち 23 件について結果が出ていて、18 件は拒絶されました。で 5 件公告されました。その 5 件のうち、3 件ぐらいは著作権がらみの拒絶理由でした。情報提供について、一応相手方に「ちゃんとみてるのか？」ということを確認したところ、それはちゃんと見ているという回答がありました。今後もこういった情報提供はウェルカムであるから続けてくださいということで、向こうからも言われていますので、当省として継続的にやっていく予定です。なので、公告前の冒認出願について発見された場合、

是非当室にご相談いただければと思います。一応フォーマットもありますので、ご連絡さえいただければフォーマットお送りしますので、それに従って、当室からご提出させていただきます。ただ2点ほどあらかじめご了承くださいたいのは、最初、和文で提出していただきます。というのは、あまりにも無理筋なもの、要するに類似群にも全く入っていないものについて、まあ馳名商標は別ですけれども、それについて出すというのは、根本的にそもそも法律的には拒絶できないので、そういったものにまで当室は出せません。あまり無理筋な物をだしてしまうと、商標局は受けてくれなくなってしまうからです。そういった意味で、最初に和文を出していただいて、当室とJETRO北京でチェックをした上で、あまりにも無理筋な物を拒絶するだけですので、そんなにハードルが高いと思っていただきたくないです。で、そのあとで中文訳というのは各企業さんにやってもらっています。なぜかという、中文について、当室で責任をもてないからです。ですので、中文訳を必ずご自身の企業でご用意いただくことは、あらかじめご了承ください。あと、もう一つ、当室としてはこれ頻繁に出したいのですが、あまり何回も出せません。いくらたまった段階で出すということを考えてます。なので、できれば年に4回くらい出したいと思っていますが、それはある程度たまった段階で、まだ時期とか明確に決めていません。実は第2回今週やる予定です。それくらい期間は1回ごとに空きます。なので、当室に出していただいたからといってタイムリーに商標局に出せるというわけではないと、たまるまでは待っていただかなければならないということをおあらかじめご了承ください。運がよろしければ出していただいてすぐ出せますが、たまって

ない段階でお出しいただくと、1ヶ月2ヶ月、まあ最大3ヶ月くらい待つていただくことになりますので、それはあらかじめご了承くださいと思います。こういった協力関係があって、そのほかにも今日はスライドを用意していませんけれども、SAICとは非常に密な交流を続けております。8月の末には副総局長が当所を訪問し、当室と意見交換をしたり、今まさに私今週の月曜日、不正競争執法局が日本に来ていて、彼らと意見交換して、昨日もSAICに経済産業省から1人で行って、傍名牌の問題について、企業登録局の処長と意見交換をしたりとか、非常に密な関係を設けております。まあ、その分向こうからよくわかんない要望が出てきて困ったりすることもあるのですが。以上のような関係で、SAICと非常に友好的な関係を保っていて、それとは別にまたIIPPFのハイレベルミッションというのを今年の8月の半ばに行かせていただきました。訪問先、ここに書いてあるように4機関で、さきほども言ったように、概要を読んでいただければと思います。あとは当室の各種調査事業について少しお話させていただければと思います。JETROさんとはまた別の事業で、まあもちろんうちの事業JETROさんがいないとほとんど成り立たないので、こういった事業もJETROさんのご協力を仰いだりするのですが、まず1個目は司法制度検討会というものをやろうと企画しております。現在進行形で進んでいるのですが、要は民事訴訟をもうちょっと活用しやすいように、問題点の把握と、解決方法等について検討する場を設けようじゃないかということです。今日私の後にご講演いただく程先生に座長になっていただいて、各問題点について検討を進めたいと考えております。その中身については、ここに5章書いてありますけれども、

実際私の持っている目次は目次だけで 10 ページくらいあって、非常に量の多いものになりそうです。皆さんのお困りの点について、アンケートを実施させていただいて、結果に基づいてこういったことについてやろうと思います。第 1 章は起訴と管轄です。管轄を北京や上海に持ってくるにはどうしたらいいのかとか、非侵害訴訟について訴えられたらどうしたらいいのか、とか、あと、訴訟証拠については、ネット上の記録等が証拠として使えるのかとか、そういう実務的な話を、あとは第 3 章とも関係してきますけども、損害賠償を高額にとるため、要するに適正な額だけ取るにはどういった証拠がありうるのか、といったようなこととか、あとは判決の執行について、やはり執行できなければ意味がないですから、確実な執行をするにはどうしたらいいのか、など、そういったところについて、従前の報告書などで、ある 1 人の弁護士が書くということが多いのですけれども、訴訟技術というのは各弁護士によって意見も違ったりするので、それをある程度、まあお金の関係であまり多くの弁護士は無理なんですけれども、複数の弁護士、法律家、裁判官の皆様のような意見を聞いたうえで、取りまとめようと考えております。今言ったような中で検討事項例も何例かしかないのですが、今述べたものの他に、弁護士費用が何で 100% 認められないのか、認められるためにはどうしたらいいのかというようなことを、複数の法律家に聞いて検討したいな、と思っております。また裁判とちょっと違ってきますけれども、ネガティブキャンペーンを避けながら提訴するにはどうしたらいいのかとか、そういったことを検討させていただければと思います。この検討の結果については、もちろん皆様アンケートにも協力していただいている

ものですので、皆様にフィードバックする場を設けようとは思っております。先ほども言ったように、恐らく本文はすごいページになると思いますので、別途わかりやすいサマリーのようなものを作成して、それについても皆様におくばりできればと思っております。これについては次回発表するとき、もしくは別の機会、セミナーのようなものを設けて発表させていただければと思います。最後ですけれども、もう一つうちの今年の大きな調査として、中国内陸部及び国境地帯の流通調査というのをやろうと思っています。皆さんご存知のように、模倣品は沿岸部から始まっておりますが、最近は沿岸部の取締りが厳しくなってきた、内陸部に模倣品が移ってきているのではないかというような話をちらほら聞きます。ただ、実際、調査の結果とかあるのかな、と思うと、少なくとも当室にはそういった調査の結果とかなないので、実際本当に内陸部に移っているのかということ当室のほうで調べてみようということで、調査することになりました。内陸部・国境地帯というのはここに書いてあるところから選ぼうと思っているのですが、ここについてはみなさんにアンケートをとった上でどこにするか決めたいと思います。内陸についてある程度大規模に網羅的に調査できればと思っていますので、アンケートの結果に基づいて、10 業界ほど選んで、例えば自動車 1 業界、電気 1 業界と選んで、各業界から 2～5 ブランド選んで、合計 30 ブランド実施しようと思っています。国境の調査については 10 業界 1 ブランドで合計 10 ブランド、対象市場としてはアンケート結果に基づいて各業界が興味を持っているところを 10 市場やるので、要するに 10 業界を 10 市場なので、重複がなければ最大で 100 市場調査します。国境地帯については、

各業界 5 市場なので、最大で 50 市場の調査をやる予定です。これについては全ての費用、まあもちろん権利者の皆様のご協力なくてはできない調査ですけれども、調査会社費用については全て当室負担で実施する調査ですので、アンケート等ご協力いただいた上で、皆様ふるってご参加いただければと思います。参加については、別途恐らく JETRO になると思いますけど JETRO 様のご協力をいただいた上で、詳細をご連絡させていただきますので、皆様ふるってご参加いただければと思います。

以上、非常に簡単ですが、当室の事業につきまして、主だったものを紹介させていただきました。今後の予定になりますけれども、こういった調査とはまたちょっと別に、去年も報告させていただいた中国の商務部との日中知財ワーキンググループというのを今年北京で開催する予定です。そこの議題としては、工商総局とも議論していますが、再犯の罰則強化ですとか、製造設備の没収とか、違法経営額の問題とか、先ほど水嶋さんもお報告のあった違法看板についても少し取り上げてみたいなど思っております。今年の 10 月 27、28 日に開催されますので、終わったらまたこういった場で皆様にフィードバックさせていただければと思います。以上で私の講演は終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。時間ちょっと押しておりますが、いくつか質問のほう受け付けたいと思います。質問がある方挙手をお願いいたします。

○旭硝子岳氏 旭硝子のガクです。ありがとうございます。P4 のところで一つ質問させていただきたいことがありまして、工商局への情報提供の件ですが、例えば

企業の情報を集めて工商局に提供したあと、その結果について、工商局からその結果について何かまとめて企業にフィードバックするということはあるのでしょうか。

○墳崎氏 工商局側からは結果こうなったというフィードバックはありません。

我々も 54 件の結果については、工商局から聞いたわけではなく、各企業様にどうなっているか確認していただいたというものでしかないです。あくまでも彼らは情報を受け付けるだけで、それをどうするかは彼らの裁量でしかないので、彼らに報告義務までは課していません。

○旭硝子岳氏 というのは企業が工商局が発表した公告を見て、自分の案件がどうなったか確認するということですね。

○墳崎氏 そういうことです。

○旭硝子岳氏 わかりました、ありがとうございます。

○ホンダ加藤氏 ホンダ中国の加藤でございます、ご説明ありがとうございます。私のほうからは、ただ今説明のありました日本政府との覚書のフレームワークで、こういう案件は問題提起頂けるのかという観点で質問させていただきます。まず一つは工商局との間で、先ほど水嶋様からも話がありました部品市場での摸倣看板の問題で、先週日本自動車工業会 JAMA が国家 AIC を訪問した際に、現在無効になっている AIC の通達について、今後同様のものを作っていくという説明がありました。実際の我々の摘発活動においてはそのような通達がないと地方の AIC が自主的に取締をするというのは難しいというように感じています。水嶋様からご紹介がありましたように不正な看板は一見して問題がわかりますので、調査会社を経由しないで投

訴によって摘発を行って欲しいというニーズがあり、また不正な看板は数が多いのでその対応は非常に大変であるということもありまして、AIC 通達の必要性を非常に感じております。このフレームマークを使って通達の発行をお願いして頂くという活動が可能かどうか、お願いに近いのですが、それが一点ございます。

○墳崎氏 ご意見ありがとうございます。実際その件につきまして、わたしのところにもいろいろ耳に入ってきているのもあってですね、先ほども申し上げた商務部の知財ワーキングでも違法看板の問題として取り上げてですね、今言ったお話に基づいてこういった通達を作ってくれというような話も出したいと思えますし、ここで書いてある事務レベルワーキングも毎年 1 回やりますので、その場でも出せるということになりますので、ただ、情報提供というのは個別案件的な話になってきますので、この枠組みというよりは所謂ワーキンググループで既にあるものについて話し合いになりますし、工商総局については非常に頻繁にやり取りをしていますので、彼らもよく日本に来ますし、我々もよく SAIC を訪問しておりますので、その中に議題として適宜取り上げさせていただければと思います。

○ホンダ加藤氏 ありがとうございます。2 つ目ですが、昨日ワーキングの場で江蘇省 TSB と物価局との間で、ワーキング活動紹介として先ほど説明しましたような意見交換会を実施いたしました。TSB の処罰は製品品質法に基づく対応になっており、その規定の中に「情状が厳しい場合には商業ライセンスを取り消す」という規定があります。それについて質したところ、実際は商業ライセンスの取り消しは AIC の管轄であり、TSB は決められず、TSB ができることは AIC に対して意見を言

うだけ、要はライセンスを取り消すよう要望するだけであるという回答がありました。法律と実務の相違を改めて感じたのですが、フレームワークを使って AIC に対してその運用を是正する趣旨で、どう要請するかは難しいのですが、例えば TSB の判断に基づいて AIC は何ら判断をしないですぐに取り消すというような運用改善の要請をして頂くことは可能でしょうか。

○埴崎氏 ありがとうございます。非常に難しい話だと思うのですがけれども、それも、提案自体は全然できると思います。実際に今年の 10 月末に開催する日中知財ワーキングの議題の中に行政当局間の連携というのも議題としてあげております。その中で是非そういったことも、その場には商務部と当省だけでなく、日中知財ワーキングというのは知財関連部門全部呼べるということなので、前回も AIC と TSB 両方に来ていただいたので、そういうような場で話をしたほうがいいと思いますので、そこで是非 AIC と TSB で TSB が出したものについて、AIC でちゃんと受けてやってくれ、ということは是非提案させていただきます。

○ホンダ加藤氏 ありがとうございます。すみません、もう一点あります。先月 JETRO 広州さんの主催で、広州交易会の主催者と意見交換が開催され、私も参加させて頂きました。今年の 5 月の春の交易会の直前に投訴方法に関する規則が改訂され、模倣展示をした業者に対してのペナルティが大幅に緩和をされました。例えばトータルで 3 回侵害品を展示すればすぐに交易会 6 回分、つまり 3 年間展示資格がなくなるという規定だったものが、改訂後は単に貿易団体に報告するだけになり、その報告が 2 回あれば初めて展示資格が剥奪されると、つまり侵害回数が倍になっ

て緩和されたというようなイメージです。主催者との意見交換会で改訂趣旨を問い合わせたところ、投訴センターはあくまで展示者に対して教育する場であり、また実際の侵害判断も難しいという回答が主催者側の弁護士さんでもある方から説明がありました。弊社の場合では交易会で年々模倣品が増えているような状況で、知財保護強化に逆行する改訂と思います。一度改訂されたばかりですのですぐにまた変えるのは難しいと思いますが、フレームワークという公式の場やその他のいろいろな場で主張していかないと主催者の知財保護意識も弱くなり、ますます模倣品を助長するような状況が心配です。特に交易会は海外輸出に関係しますので、模倣品の海外拡散の懸念という点も強力に言って頂きたいと思います。この点いかがでしょうか。

○墳崎氏 あ、非常に貴重なご意見ありがとうございます。今出てきた広州交易会の話の問題点というのは当室も把握をしております、ハイレベルミッションの際に、展示会関係の法律を持っているのは商務部になるのですが、商務部に対して、今言ったような広州交易会の規定って原稿の展示会知財保護弁法と抵触しているのではないかということで、商務部もどう考えているのかはっきりさせて欲しいということもあるので、商務部と経済産業省の共催になるか、商務部は同席になるだけかもしれないのですが、そこはこれから調整なんですけれども、経産省・商務部・広州交易会運営事務局との、あとはプラス権利者の皆さんにも是非ご参加いただきたいと思いますけれども、そこで意見交換会をできればと思っておりますので、そういうことも取り上げていきたいと思っております。実施時期につきましては、もう

よっと詰まったらまた皆さんにご連絡差し上げたいと思います。

○司会 はい、申し訳ございませんが、時間の関係で質問のほうはこれまでとさせていただきます。質問のある方はあとで墳崎様のほうへご質問していただければと思います。それでは墳崎様、本日ありがとうございました。

(拍手)

○司会 それでは休憩を挟みまして、講演2のほうに進めさせていただきたいと思っています。私の時計で30分少し前になりますが、40分開始ということで、40分には開始できるよう、少し前にはご着席していただければと思います。

< 講演② >

「中国における特許の司法保護の最新動向」

北京務実知識産権発展センター 主任 程 永順 氏

(元北京市高級人民法院知識産権庭副庭長)

(程氏)

この数年間で中国において、特許法の改正、特許法に関する司法解釈の公布など、

様々な状況が発生しました。また、裁判所が受理したケース、結審した案件の数も大変増えておりますので、これにしたがって、特許に関する司法保護には新しい方向性が発生しておりますので、是非皆様には注意していただきたいと思っております。今日は時間の関係で私は6方面の問題について簡単にご紹介したいと思っております。またそのあとで質疑応答したいと思っております。まず第1点目は裁判所が受理した知的財産権関連の案件数が急増しております。中国の地方裁判所が2009年度に新規に受理した知的財産権関連の民事第1審案件の数量は3万件に達し、2008年度に比べて25%増加しました。そのうち、新規に受理した特許関連の民事案件の数量は4400件以上に達しました。今年の上半期において、全国の地方裁判所が新規に受理した知的財産権関連の民事第1審案件の数量は2万件以上に達しまして、2009年度同期と比べて、46%増加しました。知的財産権に関する案件は今年更に増えると思っておりますので、年末までに5万件を超えると考えております。ところで、特許関連の民事案件の件数はそれほど増えていないと思っております。先ほどは民事案件についての数の急増の状況についてご紹介しました。次に、行政案件について紹介したいと思います。北京市第一中級人民法院が昨年度新規に受理した特許権に関する第1審行政案件の数は626件に達しました。昨年度と比べ、20.38%増加しました。2010年度上半期において北京市第一中級人民法院が新規に受理した特許権の権利確認に関する行政案件の数量は300件に達しまして、これは昨年度と比べまして、あまり大きな変動はありません。過去にはこのほか商標権に関する権利確認案件は1084件に達しました。ですから、特許権より商標権に関す

る権利確認案件の数ははるかに多いということです。すなわち、知的財産権関連の案件の数は急増していますが、その中で特許に関する民事案件と権利確認に関する行政案件の数はそれほど増えておりません。ところで北京市第一高級人民法院が昨年度新規に受理した特許権の権利確認に関する第2審行政案件の数量は361件に達しまして、前年度に比べまして、11.6%増加しました。このデータを説明した理由はあとでまた説明したいと思います。二つ目は、特許関連案件を審理できる第1審法院と裁判官の人数が増えているということです。現在中国の地方法院の中には31の高級法院、409の中級人民法院、それから3119の基層法院があります。この高級、中級、基層法院の中で、知的財産権専用の裁判庭が設置されているのは298箇所あります。一部は専用の裁判庭はありませんが、裁判官3人によって構成された知的財産権合議制裁判庭が設置されており、それは全国で84箇所あります。併せて中国国内で知的財産権に従事する専門の裁判官の人数は2126人に達しています。最高人民法院の規定に従いまして、特許関連案件に対しては、特別指定管轄制度が実施されております。現在第1審管轄権を持っている中級人民法院の数は76箇所あります。それから、植物新品種、集積回路の配線図設計など、こういう分野に対しては、それぞれ最高人民法院の司法解釈があり、このPPTにもかかれていますので省略いたします。三点目の最新動向としましては、知的財産権関連案件の結審期間の短縮です。まず1点目としましては、各地の裁判所は案件の結審期限に対して非常に厳しい要求を提出しています。つまり、裁判官に対して、裁判期限内に結審するように要求しています。結審期限というのは中国の民事訴訟法に従いま

して、第1審の場合は立件から結審まで6ヶ月、第2審の場合は立件から結審まで3ヶ月と定めております。以前は渉外案件、つまり外国企業或いは外国の個人とかわりのある案件の場合、結審の期限に要求はありませんでした。しかし、最近は一先ほどと同じような結審の期限の要求が提出されています。それから結審期間の短縮に関連して、最近では裁判官一人当たりの年間結審案件の数量も評価の基準となっております。昨年度において、北京市の基層法院と中級法院の一人当たりの裁判官の案件の結審数量は100件を超えています。多い人は346件にも達しました。非常に多い数字となっております。つい最近私は北京市の中級人民法院と高級人民法院の裁判官と交流しました。その話によると、今年に入ってから知的財産権に関する案件数は急上昇しております、今の数量的な基準としまして、裁判官1人当たり年間の結審案件数は164件となっております。現在の司法実践では、知的財産権に関する案件の89%は1年以内に結審される事となっております。2点目は案件の裁判結果から見ると、各地の法院における裁判の基準と尺度にある程度の差異が存在しているということです。まず特徴としましては、第1審の判決が出たあとに上訴するケースが多く、第2審が結審したあとも最高人民法院に再審、上告の申し立てが多いというのが特徴です。ここに数字が書かれております。昨年度において、全国の地方法院が新規に受理結審した知的財産権関連の民事第2審案件の数量はそれぞれ5340件と5392件に達しました。2009年度において、最高人民法院が新規に受理結審した知的財産権関連の民事案件の数量はそれぞれ297件及び390件でした。そのうち、新規に受理結審した再審申し立て案件はそれぞれ230

件及び319件でありました。今年の上半期において最高人民法院が新規に受理した知的財産権関連再審案件は166件に達しまして、前年同期に比べて46%以上も増加しました。すなわち、当事者が裁判所に出した第1審と第2審の結果に不服するケースが非常に増えているということです。以前の場合は再審の申し立ては下半期に集中していました。ところで、最近は当事者もあせっていますので、再審の申し立ての案件は上半期もかなり増えてきています。

つい最近、最高人民法院から聞いた話では、今年年末までに、再審の案件は恐らく400件～500件まで増加すると思われれます。特徴としましては、中国の特許に関する司法保護の流れに従って、審判できる裁判所と法廷も増えているし、案件の数も急増している、それから裁判官の人数も増えている。しかし、裁判官の人数は増えているものの、経験の浅い人も多いことから、プレッシャーの大きい環境の中で、適切な判決結果が出ずに、当事者が不服するケースが多いたということが最近の特徴だと思います。5点目、第3回目の特許法改正は司法実務に新しい要求を提出しました。これからいくつかの条文を例としてあげたいと思います。まず先行技術の抗弁についてお話したいと思います。特許法第62条では次のように定めています。特許権侵害紛争において、権利侵害被疑者の実施した技術、または設計が先行技術または先行設計であるとの証拠がある場合は抗弁できると定められています。この立法の目的は、特許権の権利者による権利濫用を防ぐことにあります。例えば実用新案権の濫用、意匠権の濫用を防ぐことにあります。以前は被告が特許無効でしか抗弁できないので、いざ原告から訴えられた場合、非常に長い時間付き

合うこととなりますから、被告にとって、非常に不利な局面となりました。しかし、今は、新しい条文によって、権利非侵害の抗弁を行うことで、特許権無効の判断、宣言という非常に複雑な事務プロセスが免除され、という話です。しかし、今の非常に複雑な事務プロセスから免れることはできますけれども、裁判官にとっては、どれが先行設計なのか、これは果たして先行設計かなど、裁判官の判断にとって非常に複雑な問題となりました。先ほどもご紹介しましたとおり、現在は76箇所の中級法院、31箇所の高級法院、合計100箇所以上の裁判所が特許に関する審判をすることができます。この数多い裁判所の中で裁判官の認識と一致させることは非常に大変だと思います。二つ目は実用新案権と意匠権に対する評価レポートの性質と役割をどう理解したらよいかという問題です。第3回目の特許法改正は、これまでの実用新案に関するレポートの名前を変更し、評価レポートという名前になりました、それから、評価レポートは実用新案以外に、意匠にも及ぶという二つの改正のポイントがありました。特許権評価報告の性質と役割について、個人的には権利侵害に関する訴訟において、被告が特許無効審判を請求した場合、裁判所がその権利侵害案件に対する審理を中止するかどうかを判断する根拠の一つになると思います。三点目は提訴前における権利侵害行為の停止命令、すなわち提訴前の仮処分はどうすれば慎重に進めていけるのか、これについて紹介したいと思います。統計によりますと、2002年から2006年の間に、中国の裁判所が受理した提訴前仮処分の案件数は430件で、そのうち裁判所が支持した案件の支持率は83%に達しました。その五年の間に400件以上の提訴前仮処分案件に対して処理決定を

出したということは、非常に膨大な数だと思いました。ところで最高法院が調べたところによると、裁判の結果、問題のある結果は数多くあったということです。なぜかという、特許権侵害があったかどうか判明する前に被告に対して仮処分を行うことは被告にとって不公平だと思われるためです。ですから今回はこの不公平さを解消するために、新たに第三項で次のように決めました。人民法院は、要請を受理したあとに48時間以内に裁定を出さなければならない、延長を必要とする特別の場合は、48時間を更に延長することができる。これは、担当する裁判官に対して、仮処分に対する慎重性を要求したものだと思います。しかし、この第三項が設置されたあとに、最近海外の権利者から次のクレームがありました。中国の裁判官は提訴前の仮処分をしない、あまり考えないというものです。それによって、権利の保護にとっては大変大きな障害になっているというようなクレームがありました。いかに特許法の趣旨を認識し、権利者の権益を保護すると同時に、一般公衆の利益を保護するかということは、裁判官にとって新しい勉強となると思います。4点目は提訴前証拠保全について、今回の特許法改正の中で次のような規定がありました。2002年から2006年の間に提訴前証拠保全に関する条文がなかった時代には、全国の裁判所は最高人民法院の司法解釈に基づいて、提訴前証拠保全を642件を受理し、そのうち支持率は92%以上に達しました。今回の特許法の中には証拠保全の条文、規定が存在しています。裁判官にとって、当事者の挙証責任について、新しい仕事が増えたと思います。先ほど紹介しました四ポイントは第三回目の特許法の改正における重要な改正ポイントだと思います。裁判官にとっては新しい知識

になると思います。原告、被告、弁護士はこの新しい四ポイントを活用して、裁判官とよいコミュニケーションをして、自分に有利な立場をとることが大事だと思います。第六番目は、最高人民法院の最新の司法解釈において特許権に対する制限的条文が増加したということです。その中で一番注目していただきたいのは、昨年12月28日に公布された最高人民法院の特許権侵害紛争事件の法律応用の若干問題に関する解釈というものです。この解釈は、20の項目がありますが、我々はその中でいくつか重要な項目を取り出して説明したいと思います。まず、この司法解釈第4条、これにより特許権保護範囲に対して、より厳しい解釈が必要となりました。特許保護請求項目において、機能又は効果によって表現された技術的特徴については人民法院は仕様書及び付属図面に記載された当該機能または効果の具体的実施方式及びそれに均等する実施方式を考慮してから当該技術的特徴の内容を確定するという当該条文があります。すなわちこれは、特許の保護請求書の中にこういうものがあると、今後はこれしか保護できないということになるという話です。もう一つの変化というのは寄付原則に関する規定の増加です。これは司法解釈第五条に定められておまして、仕様書または付属図面にのみ記載されており、特許保護請求項目には記載されていない技術法案について、権利者が特許権侵害紛争事件においてそれを特許権の保護範囲に取り込んだ時は、人民法院はこれを支持しない、というものです。以前の司法実践では均等原則を使っていましたので、権利侵害と認定されます。ところで、今はこの寄付原則によると、権利侵害にあたらぬと認定されます。一つの事例を紹介します。例えばある椅子に関して権利書を作りました。

説明項目の中では、この椅子の足は複数の足によって構成されます。例えば3本から8本の足から構成されます、ところで、権利要求書の中では4本あるいは5本しか請求していません。この場合は、もし他の人が足3本あるいは7本の椅子を作った場合は権利侵害としては認定されないということです。もう一つ、禁反言の原則の明確化という話です。以前は特許権者が技術的なものを一部放棄してよいという話がありましたけれども、改正後のものに関しては、全てのものを放棄するということで、それを後悔してはいけないということです。この新しい条文を細かく分析すると、どちらかという権利者にとっては非常に厳しい制限的な条文だと思います。すなわち保護の範囲について非常に厳しくなりました。それから司法解釈の中で新製品に対する限定範囲の緩和ということもありました。第17条では次のように定めていました。製品または製品を製造する技術案が、特許出願日以前に国内外で公衆に知られている場合は、人民法院は当該製品は新製品に該当しないと認定しなければならない。以前は新製品に対して、中国の裁判所は主に国内でこの製品の市場或いは製造があるかどうかについて検討していましたが、今は国内市場だけではなくて、海外でも市場あるいは製造があるかどうか検討しています。この司法解釈の第17条が公布されたあとに海外の権利者を含んで、中国の権利者からも中国で特許権の保護は非常に困難になったというようなクレームがありました。私は以前北京市人民法院に勤めておりました、2001年に特許権の侵害に関する認定の通達を作って公布しました。特許権侵害の認定通達は恐らく日本の弁護士の先生たちもよく知っているかと思います。今は特許法も改正されました。それから新しい

最高人民法院の新しい司法解釈も公布されました。この新しい環境に従って、我々北京市の高級人民法院も特許権の侵害判定基準の修正を検討しているところです。

この北京市高級人民法院の判断基準は、最高人民法院の司法解釈をもっと細かく規定していましたので、もし皆様時間があれば是非我々の通達の最新版を把握してください。7番目は、特許に関する司法実務において、論争すべき問題が増加しているということです。まず一点目は、権利侵害案件が発生した後に、権利侵害に関する4種類の賠償方法の順番はどのように決めたらよいかということです。特許法第65条を読んでいただければ多分理解できると思いますが、これは以前の特許法と比べ、かなり大きな修正がありました。まず一点目の変化は、過去の特許法の中に賠償金額についての規定はなかったのです。以前は賠償金額については、司法解釈の中で定められていました。その時の司法解釈の場合は、賠償金額は5000元から30万元と定められていました。しかし今回の改正後の特許法では、賠償金額の条文を特許法の本体の中に入れました。また金額も大きくなりました。一万元から百万元となりました。以前の特許法の中で4種類の賠償方法、すなわち原告の損失金額によって賠償する、二番目、被告が不当に取得した利益で賠償する、三番目は、特許の許諾使用契約の契約金額で賠償する、四番目は法律で定めた賠償金額、以前はこの4点のうち、当事者が自分で検討して、その中から一つ選ばばいいと、ですから特に順番はなかったのです。しかし、改正後の特許法はこの4種類の賠償方法についてはそれぞれ順番を決めました。前のものが解決できなければ次に進めていくということです。しかし、我々の司法実務の中でもしこの4種類の順番に完全に

従って判決を出すと、非常に審判の難易度が増えます。ですから現在の実務中では、この順番に従ってするかどうかについて、新しいいろいろな意見が出されています。

二つ目は第三回目の特許法改正のときに、特許権に関する間接侵害の規定が追加されなかった点です。現在、間接的行為に対して法律上明確な規定がないので、実務上はどう対応すればよいかという問題が存在しています。これに対しては各地の裁判所の意見が異なります。一つ目に間接的侵害行為は侵害責任を負担しなければならないとする意見、二つ目に間接的な侵害行為は共同侵害行為と同様に責任を負担しなければならない、三つ目の意見として、間接的な侵害行為は侵害責任を負わない、という意見もあります。今のところは権利者が共同侵害行為に対して提訴する場合は、法律の根拠がありますけれども、間接侵害行為を提訴する場合は法律的根拠がないので、提訴する場合にはやはり慎重に行うべきです。三点目は特許権侵害行為について、権利侵害行為の中止にともなう全ての法律責任を必ず負担しなければならないのか、これについても最近様々な意見が出されています。去年の7月に日本で日本の弁護士の皆様と企業の皆様と同じ案件について意見を交流しました。

この案件は福建省にある火力発電所の事例です。この火力発電所は既に建設が終わっておりまして、発電をしておりました。この発電所の装置の中には、他の権利者が特許権を持っており、海水の脱硫装置にかかる技術が無断で使われていたもので、訴えられました。もし特許権侵害と認定されれば、この発電所は全部取り壊さなければならないので、様々な意見がありました。最終的な結果としては、発電所は特許権侵害と認定されたものの、その装置を取り壊す必要はないというものでし

た。ただし賠償はしなければならなりません。第2審の結果となっております。本来であれば法律の原則に従うと、特許権侵害となると、特許権侵害行為を中止しなければなりません。しかし、今の発電所の事例から見ると、特許権侵害行為の中止を命令しませんでした。このような個別案件、特殊案件を、今後どのように対応していくのか、統一な基準がない中で様々な意見がありますので、非常に複雑な問題となっております。中国で特許に関する司法保護はもう30年を過ぎました。先ほど私が説明しました7点の新しい動向というのは、司法保護における最新動向ですので、是非企業の皆様にも注意していただきたいと思います。本日もご臨席の皆様は特許権に関する専門家で、非常に豊富な研究経験をお持ちだと思います。私は本日中国の特許法改正の主要なポイントにつきまして簡単にご説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。それでは時間がございますので、質疑応答の時間とさせていただきます。質問ございます方は挙手をお願いいたします。

○フラーレン谷口氏 弁護士の谷口と申します。本日は貴重なご講演をありがとうございました。私から3点、あつかましいんですけれども、質問させてください。第三次改正では、実用新案と意匠の評価報告書を裁判官は権利者に求めることができるとして任意の規定になっているかと思えます。ところで以前の最高人民法院の司法解釈には、実用新案だけですけれども、提出しなければならないとして義務として規定してあったと思うんですが、それは特許法改正で結局緩和されたというこ

とでしょうか。裁判所は評価報告を見なくても権利侵害を判定できるようになったのでしょうか、というのが質問の第一点です。

○程氏 実用新案権と意匠権に対する評価レポートについて、前の特許法時には最高人民法院の司法解釈中で確かに必ず提出しなければならないという条文がありました。しかし、そのあとにまた司法解釈が公布され、必ず提出しなければならないということが否定されました。ですから、今は提出しても良いし、提出しなくても良い、これは個別の案件のときに裁判官の自由裁量となるということで、必要としないということです。

○フラーレン谷口氏 わかりました。ありがとうございます。第2点目は、今お話のあった間接侵害についての法的な根拠、明確な規定がないというお話でしたが、今年の7月1日に施行された権利侵害法ですね、まあ不法行為法と訳している場合もありますが、それには教唆幫助的なことをやれば不法行為の責任があるというのが盛り込まれたと思いますので、それは根拠にはならないのでしょうか。

○程氏 おっしゃるとおりです。まず注意していただきたいのは、間接的侵害行為が直接行為と一緒にになって権利侵害行為となった場合はこれは法律の根拠がありません。間接的な侵害行為単体では、法律の根拠がありません。

○フラーレン谷口氏 単独といいますと、その間接侵害、日本で言う独立説と従属説、要するに、直接侵害が成立していなければ間接侵害は成立しない、という学問上の対立もそうですけれども、それと関係あるのでしょうか。

○程氏 はい、そうです、その可能性があります。共同的な権利侵害行為の場合は

少なくとも二人以上の被告が必要です。日本の農薬の事例を挙げて説明したいと思っています。日本の農薬企業が液体農薬の特許権を持っていたとします。しかし、権利侵害者はこの農薬を液体ではなく、粉状態で紙のパックに包装していました。説明書の中には農民達に対して、買ったあとに紙パックに入れ普通の水で溶かして、農作物にまいてくださいという説明があります。この場合は、農民は権利侵害者ではありません。しかし、この粉の農薬を作ったものは侵害行為になるかどうかについて、これはどうでしょうか。この場合は間接的な侵害行為に対する規定がある場合は間接侵害と認定されますが、しかし現在中国にはこのような間接侵害行為に対する法律がありません。ですから、この農薬の粉は生産段階では最終的な液体状態になっていないので権利侵害ではないと思う裁判官もいると思います。司法上の実践中においていろいろな意見が出されています。裁判官によって意見も違うということです。

○フラーレン谷口氏 ありがとうございます。日本の場合ですね、全ての構成要件に該当する行為を、侵害者が満たす必要はなくて、ユーザーにその一部を充足させても侵害が成立するという判例が出ているんですよね、今。

○程氏 はい、おっしゃるとおりです。日本では権利侵害行為となると認定されますけれども、中国は恐らく認定されないと思います。

○フラーレン谷口氏 ありがとうございます。あと1つ、特許の問題ではないんですが、いいでしょうか、商標の問題で、せっかく先生が来られているので是非お尋ねしたいのですが。よろしいでしょうか。

○程氏 はい大丈夫です。

○フラーレン谷口氏 先生が北京高級法院にいらっしゃったときに、司法解釈を作られて、あの OEM 加工で全品を輸出する場合の OEM 加工で商標を付した行為は中国で商標権を構成しないと言うことを北京高級人民法院の司法解釈で規定なさっておられると思うんですね。ところが実際の工商局とか、深圳市中級法院のナイキ事件でしたが、ナイキの商標権侵害だという判決が出ていたかと思うんです。ところで、2009 年 11 月に上海市の高級法院で OEM 全品輸出の場合は商標権侵害しないという判決が出たことを聞いているんですが、先生、その点のお考えをもう一回ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○程氏 まず先生はどうお考えですか？

○フラーレン谷口氏 私は先生のお考えは正しいと思っております。やっぱり流通におかれないから、消費者に誤認混同は生じませんので、全品輸出の場合は商標権を侵害しないんじゃないかと思います。観念的には確かに中国国内での商標の使用はあるかもしれませんが。実質的にはやっぱり侵害しないと思います。並行輸入なんかの問題もやっぱり実質論が問題にされて、商標権侵害が否定されていますので。やはり先生のおっしゃっている実質論は、私は正しいと思っております。

○程氏 私本人の観点は非常に明確であります。権利侵害にあたらぬということ。私が北京市の高級人民法院に在職中もこういう関係の法律の通達を制定しました。また、裁判所から離れ、今は関連の仕事をしておりまして、最近は商標法の修正も始まっていますから、これについても中国の人民代表大会、国務院にも私の

個人的な意見を提出しました。ですから、上海のこの判決も私の意見と一致しています。私はこれに関していろいろな文章を掲載しておりますのでもし必要であれば、私の文章もお送りいたします。

○フラーレン谷口氏 ありがとうございます。

○鄒氏 質問は二つありまして、まず最近の特許の出願の形式に関する審査がますます厳しくなりました。これに対応して行政訴訟の中でも審査はますます厳しくなっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。あのこの形式というのは特許法第33条の条文ということです。最近は非常に厳しくなりました、説明書の内容と完全に一致しなければならないというところでは。

○程氏 特許権の権利確認につきましては、特許局、特許審査委員会のほうは非常に厳しくなりました。なぜかといいますと、先ほども述べましたように、裁判所の裁判官達は新人が多いですから、技術上特許のことを良くわからないので、今は特許局とか特許審査委員会が審査のメイン業務を担っております。また、最近の傾向としまして、北京市中級人民法院、北京市高級人民法院が、特許局、それから特許審査委員会が出した特許の有効或いは無効の結果について、それを覆す、否定する率が非常に減っております。すなわち特許局、特許審査委員会の判断を司法実務は尊重しているということです。私個人的にはあまりよくない現状だと思っておりますけれども、しかし、これは現実です。

○鄒氏 ありがとうございます。2点目は特許の権利確認と司法保護の間に矛盾が生じていることについて伺いと思います。先ほどPPTのP12中の機能的限定について

て、特許権利確認段階では当該機能または効果を実現できる全ての実施形態を含む必要があるが、しかし司法保護の場合は、説明書に書いてある実施例のみに限定されることとなります。このような矛盾のところについて教えてください。

○程氏 私は今日ここに特に第4条を例に挙げて説明をしましたがけれども、司法保護と行政の確認が矛盾しているわけではないと思います。つい最近北京市高級人民法院は特許権侵害の判定基準に対する修正を始めました。この修正に関する検討会の中で、私は会議の司会を務めました。30人の弁護士と裁判官が出席しました。ところで、この30人の間で様々な意見が提出されました。表面上は行政の確認と司法保護の範囲は違うということですが、実際は特許法の改正後、権利の確認を行政の方法で解決か或いは司法保護で解決するかについて様々な違う意見が出されていきました。結論としては、前の法律を使っていました。実際のところこういうところは今回改正したあとにも数多く存在しております。ところで私がもっと関心を有している矛盾点というのは、中国において権利の需要が非常に緩和されました。しかしこれに対して権利の保護は非常に厳しくなりました。そういう矛盾があります。この範囲の違いに対する意見の食い違いに対しては、北京市高級人民法院の最終的な改正案を見てください。改正案の中で詳しい解釈があると思います。

○質問者 質問は??ですね、被告は先行技術によって抗弁できるというような法改正の条文がありました。しかし、裁判官に対しては先行技術あるいは先行設計に関して判断の難しさが非常に浮かびだされたという話ですが、今、現時点の裁判官はどのようにして先行技術あるいは先行設計について判断していますでしょうか、教

えてください。

○程氏 例えば被告が先行技術で原告の提訴に抗弁した場合、被告はまず挙証責任を負います。自分で先行技術を使っていますよという証拠を出さなければならない。もし直接的に証明できれば裁判官は抗弁できるという判決ができます。もちろん裁判官というのは法律の専門家でありますので、技術の専門家ではありません。これは世界中のどこに行っても同じだと思います。中国のやり方は私も日本で複数回にわたって紹介しました。通常は、専門家に来てもらって、陪審員として審判に参加してもらう。それから技術者を顧問として評価してもらう。或いは第三者の会社に評価をしてもらうということです。

○司会 それでは最後にしたいと思います。

○質問者 私のほうから初歩的な質問をさせていただきます。まず一点目は結審までの時間が大分短くなったという事なんですけど、これに対応して、原告と??当事者にどんな影響があるのでしょうか。素人の考えとしては、例えばわかりやすい説明をするというのが裁判官にとって???というのをはっきりさせてもらうということそんなところがあるのかな、と思うのですが。

○程氏 まずですね、紹介をしたいのは、中国において知的財産権関連の案件の数は非常に急増しているというのが現状です。中国にはこう言い方があります。「遅れた公平は公平でない」と。つまり市場が失われてから、判決を出されても実質はもう意味がないという話です。判決を出すためには中国の裁判官達も力を尽くして努めています。例えば双方の当事者が納得いくような調停の作業を行うとか、ある

いは関係のない問題を放っておいて、本質の問題に対して双方に対して解決を促すとか、そういうような方針で対応しています。しかし、確かに一部の案件は結審期間の短縮によって判決の品質があまりよくない、そういうことも否定できないと思います。

○質問者 ありがとうございます。最後にもう一つ質問なんですけれども、最後にお話いただいた発電所の事例なんですけれども、これは何か最終的な強制的な実施権が裁判所によって発動されたというようなそういう事例があったのでしょうか。

(程氏) 福建省の発電所の案件について、日本で書籍が発行されております。書籍の中でくわしい説明とコメントもなされておりますのでこれを参考にしてください。

○司会 それでは時間のほう大分過ぎておりますので、これで程先生のご講演を終わりとさせていただきます、程先生ありがとうございました。

(拍手)

○司会 帰任者のご挨拶というところで、実は私自身のことになるのですが、ご挨拶というかご報告ということになります。私こと森永ですね、実は来月10月下旬に日本に帰任することになりまして、上海でのIPG全体会合は今回が最後ということになります。2006年の8月の末に赴任しまして、ちょうど4年ということになります。その時に初めて参加したのは2006年9月の第23回の全体会合で、今回が48回ですから、2002年に発足してから丁度後半半分ということになりますけど、2006年の11月にはじめて司会を務めさせていただいたときは非常に緊張したのですけれども、今、司会をするのに全く緊張しないのは非常に申し訳な

いと思うのですが、今なぜかまたすごく緊張してしまいまして、初心を思い出している次第です。長くなりましたが、今日の会合のアジェンダを見ても思うのですが、4年前は、ワーキング・グループは水際WGの一つだけでしたし、当局向けの真贋識別セミナーも始まったばかりで、本日のように各WGの活動報告がずらりと並ぶということはありませんでした。まあこの4年間はIPGが大きく発展した時期であったということで、メンバーの皆さんと一緒に、少しは発展に貢献できたのではないかと、非常にうれしく思っています。私、日本に戻りましたら、知財とは離れまして、アジア経済研究所の組織マネジメントといった業務になりますが、恐らく中国関係は続けていくことになると思いますので、またよろしく願いいたします。4年間非常に貴重な経験ができましたこと、そして出会った全ての皆さんとの出会いに感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○司会 拍手ありがとうございます。それでは司会のほう戻らせていただきます。本日のIPG全体会合はこれで終了とさせていただきます。またいつもどおり懇談会のほうエレベーターホールの向い側の会場で予定しておりますので、参加していただければと思います。それでは本日皆様お疲れ様でした。

(終了)